

江東区多文化共生推進基本指針

令和5年3月



目次

第1章 指針の基本的な考え方	1
1 指針策定の趣旨	2
2 指針策定の背景	3
第2章 外国籍区民の現状	5
1 住民基本台帳からみえる本区の現状	6
(1) 人口の推移と割合	6
(2) 国籍	6
(3) 在留資格	7
(4) 江東区での居住年数	7
(5) 居住地域	7
2 江東区外国籍区民及び日本国籍区民意識・意向調査	8
(1) 日常生活における現状	9
(2) 多文化共生の意識における現状	12
(3) 地域との交流における現状	15
第3章 現状を踏まえた課題	19
1 日常生活における課題	20
(1) 日本語教育環境の整備	20
(2) 情報発信の方法	20
(3) 発災時の対応	20
(4) その他	20
2 多文化共生の意識における課題	21
(1) 差別に対する意識啓発	21
(2) 日常生活とやさしい日本語	21
(3) 相互理解の方法	21
3 地域との交流における課題	22
(1) 外国籍区民の地域活動	22
(2) 外国籍区民のコミュニティ・グループと日本国籍区民との交流	22
(3) 地域活性化の促進	22
第4章 基本目標と取組方針	23
基本目標 1 日常生活に関する支援	24
基本目標 2 多文化共生の意識啓発と醸成	26
基本目標 3 地域活性化と交流機会の創出	28
第5章 推進体制	31
第6章 参考資料	33
資料 1 地域における多文化共生プラン（改訂）（総務省）	35
資料 2 令和4年度江東区外国人対応一覧	59
資料 3 江東区多文化共生推進基本指針策定委員会設置要綱	67
資料 4 江東区多文化共生推進基本指針策定委員会名簿	69



第1章
指針の基本的な考え方

- 1 指針策定の趣旨
- 2 指針策定の背景

1 指針策定の趣旨

近年、江東区に居住する外国籍区民は約3万人で推移しており、多様な価値観を持って生活している。区民が国籍や人種・文化の違いを問わず、お互いを尊重し、共に地域の一員として安心して暮らすことができる多文化共生社会の実現を推進するため、「江東区多文化共生推進基本指針」を策定する。

本指針は、江東区における多文化共生社会を実現するための羅針盤となるものであり、本区の各所管課に対して方向性を示すことで、これまで各所管課が実施してきた様々な施策に一貫性を持たせ、多文化共生社会の実現を目指していく。また、職員一人ひとりが本区の現状を把握し、全庁が一丸となって多文化共生社会の実現に取り組むことを目的としている。

※ 本指針では、国籍が日本以外の者を広義で「外国人」と定義し、そのうち江東区に居住している者を「外国籍区民」と定義している。「日本人」、「日本国籍区民」についても同様。

多文化共生社会とは

— 定義 —

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

※ 国(総務省)が平成18年(2006年)の「多文化共生推進に関する研究会報告書」において定義。



2 指針策定の背景

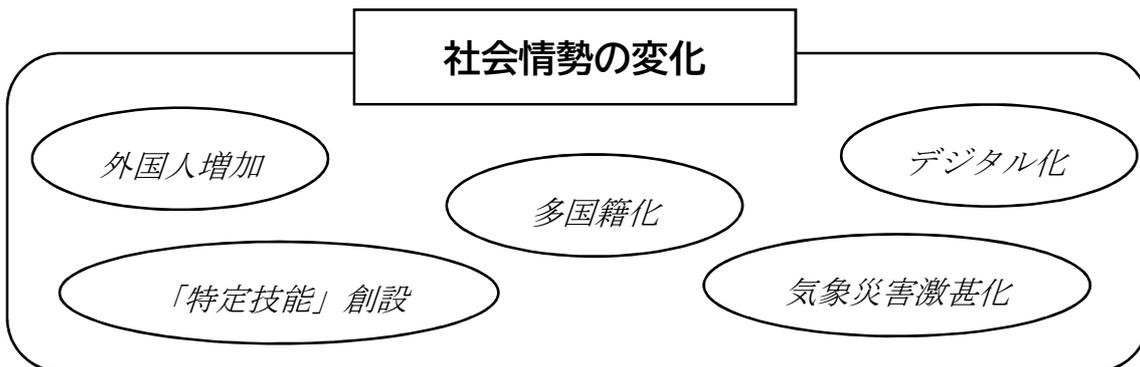
国（総務省）は、平成18年（2006年）に都道府県及び市区町村における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定に資するため、「地域における多文化共生推進プラン」を策定した。

その後、国は、外国人の増加・多国籍化や在留資格における「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会情勢の変化を踏まえ、令和2年（2020年）9月に「地域における多文化共生推進プラン」を改訂し、地域の実情を踏まえた施策の推進を促している。

江東区では、これまでも多文化共生を推進するための施策を各分野において実施してきたところであるが、区内で生活する外国籍区民に対して、これまでの「支援」を中心とした対応から「共生」の視点も盛り込み、日本国籍区民との相互理解や相互連携が図られる環境整備や取り組みが重要となっている。

令和4年（2022年）3月に策定した、「江東区地域福祉計画」では、地域共生社会の実現を目指し、各分野の整合性を図っていくとしている。

また、令和3年度（2021年度）に、「江東区外国籍区民及び日本国籍区民意識・意向調査」を実施し、外国籍区民及び日本国籍区民の生活実態や区政への意見・要望を把握した。



⇒ 令和2年(2020年)「地域における多文化共生プラン」改訂

◆ 「支援」から「共生」へ ◆





第2章 外国籍区民の現状

1 住民基本台帳からみえる本区の現状

2 江東区外国籍区民及び日本国籍区民意識・意向調査

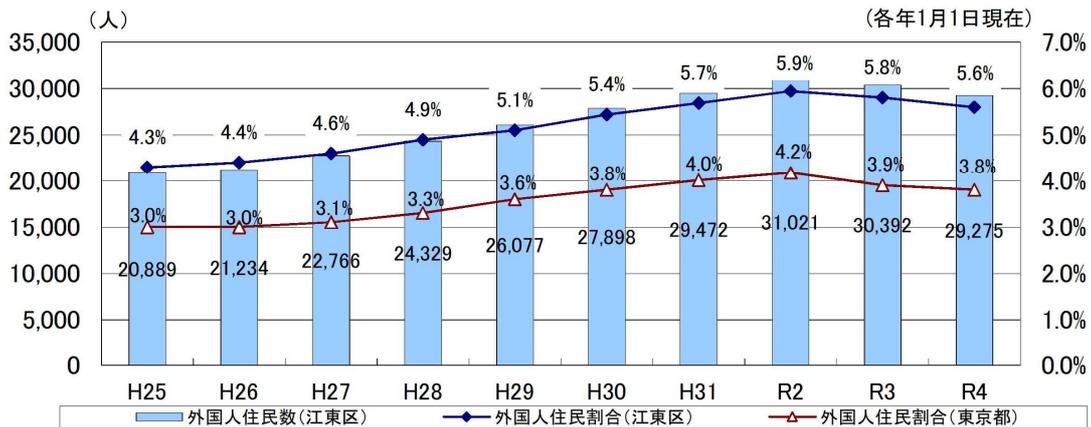
(注意事項)

- ・ グラフに使用されている「n」は、「江東区外国籍区民及び日本国籍区民意識・意向調査」における調査票の回収数である。
- ・ 集計は小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示しているため、回答比率の合計が100%にならない場合がある。
- ・ 複数回答(2つ以上選んでよい設問)においては、回答比率の合計が100%を超える場合がある。

1 住民基本台帳からみえる本区の現状

(1) 人口の推移と割合

外国籍区民は、令和4年（2022年）1月1日現在で、29,275人であり、直近10年間で概ね増加傾向にある。また、区の全人口の約5.6%を占めている。〈図1〉
 東京23区では、江戸川区（35,220人）、新宿区（33,907人）、足立区（33,138人）に続いて4番目に外国籍区民が多い。



※外国人住民割合は、住民基本台帳人口（外国人住民含む）に対する外国人住民数の比率
 資料：「住民基本台帳人口調査集計表」より

図1 外国籍区民の人口の推移
 [『江東区データブック 2022』より引用]

(2) 国籍

外国籍区民を国籍別にみると、中国が50.2%と過半数を占めている。次いで韓国が14.8%、インドが8.2%、フィリピンが5.3%、ベトナムが3.5%となっており、上位5か国が全体の約8割を占めている。〈図2〉

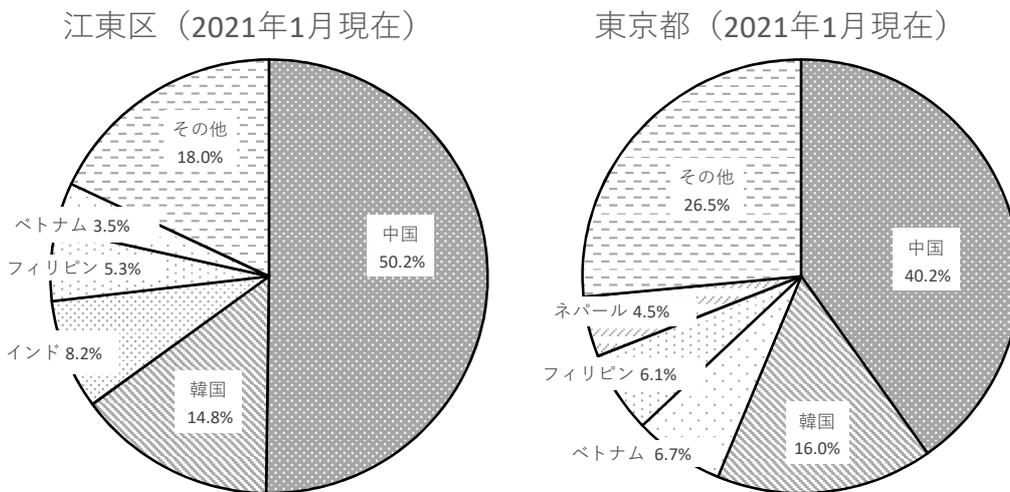


図2 外国籍区民の国籍別割合

(3) 在留資格

外国籍区民を在留資格別にみると、「永住者・特別永住者」(40.4%)が最も多く、次いで「技術・人文知識・国際業務」(16.7%)、「家族滞在」(14.1%)となっている。(2021年1月現在)

(4) 江東区での居住年数

外国籍区民を江東区での居住年数別にみると、「1年以上3年未満」が最も多く、次いで「8年以上」、「1年未満」となっている。

3年以上居住している外国籍区民が半数以上であり、居住年数が1年以上の外国籍区民が約8割を占めている。(図3)

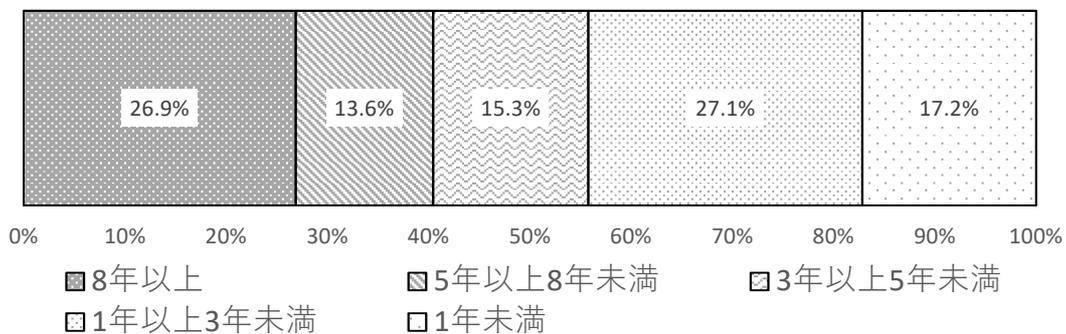


図3 外国籍区民の江東区での居住年数 (2021年1月現在)

(5) 居住地域

外国籍区民の人口を居住地域別にみると、「豊洲地区」が最も多く、次いで「砂町・南砂地区」、「大島地区」、「亀戸地区」と続く。(図4)

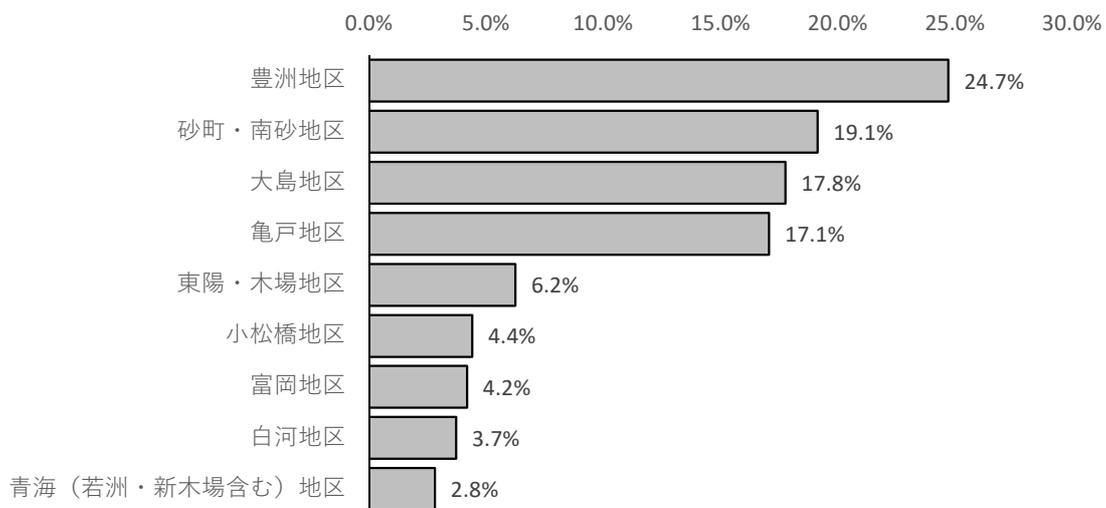


図4 外国籍区民の居住地域別人口割合 (2021年1月現在)

2 江東区外国籍区民及び日本国籍区民意識・意向調査

令和3年（2021年）、江東区の外国籍区民及び日本国籍区民の生活実態や区政への意見・要望を把握し、現状の分析や今後の多文化共生の取り組みにつなげるため、「江東区外国籍区民及び日本国籍区民意識・意向調査」（以下、「調査」という。）を実施し、報告書を作成した。

《調査の種類》

外国籍区民調査	区内在住の満18歳以上の外国籍区民5,000名
日本国籍区民調査	区内在住の満18歳以上の日本国籍区民2,000名

《調査方法と回収状況》

調査方法	郵送による配布及び回収
抽出方法	居住地域及び国籍ごとに住民基本台帳から無作為抽出
調査期間	令和3年7月20日（火）～8月13日（金）
回収率	外国籍区民 30.3% / 日本国籍区民 46.0%

《調査票》

	外国籍区民調査	日本国籍区民調査
ページ数	28ページ	8ページ
設問数	37問（属性9問含む）	24問（属性6問含む）

※関連する設問ではクロス集計を行い、傾向の把握を実施。

《江東区外国籍区民及び日本国籍区民意識・意向調査報告書》

○ 江東区ホームページ

URL:<https://www.city.koto.lg.jp/101032/tabunka2021tyousa.html>



調査結果を以下の3つの視点に分類し、現状を分析した。

(1) 日常生活における現状

(2) 多文化共生の意識における現状

(3) 地域との交流における現状

(1) 日常生活における現状

① 日本語のレベルと学習意欲

- 外国籍区民の日本語レベルについて、【話す】と【聞く】に着目すると、「できる」が7割を超えており、「できない」は2割台にとどまる。
- 外国籍区民の日本語の学習意欲について、約8割が日本語を「学びたい」と回答している。〈図5〉

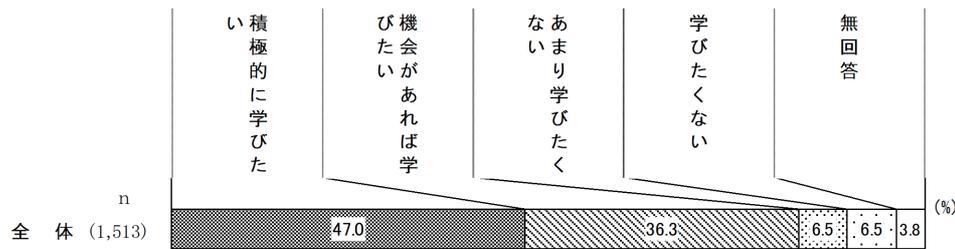


図5 外国籍区民の日本語の学習意欲

[『江東区外国籍区民及び日本国籍区民意識・意向調査報告書』より引用]

② 江東区への定住意向

- 外国籍区民の定住意向は9割を超えており、とても高くなっている。
- 外国籍区民が江東区に住んで良かったことでは、「住む環境が良い」が7割を超えている。また、「交通機関が便利」と「仕事、通勤に都合がよい」は、5割を超えている。〈図6〉

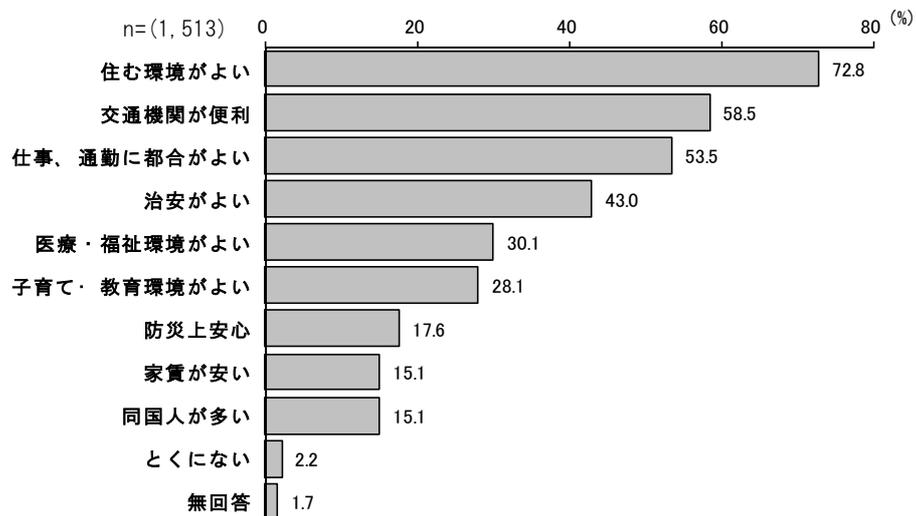


図6 外国籍区民が江東区に住んで良かったこと（複数回答）

[『江東区外国籍区民及び日本国籍区民意識・意向調査報告書』より引用]

③ 各サービスの認知度と情報入手手段

- ごみ捨ての翻訳案内と江東くらしガイド外国語版の認知度は、3割を超えており、比較的高くなっているが、国民健康保険や住民税の翻訳案内など、社会制度に関する案内の認知度は、1割台と低くなっている。〈図7〉
- 人伝え（友人・知人等）やインターネット（区のホームページ・SNS等）を情報入手手段とする回答が多い一方、町会・自治会の掲示板や区の広報掲示板を情報入手手段とする回答は少なくなっている。〈図8〉
- 江東区国際友好連絡会（I.F.C.）（以下、「I.F.C.」という。）など、区以外の団体等が取り組んでいる活動の認知度は1割程度である。

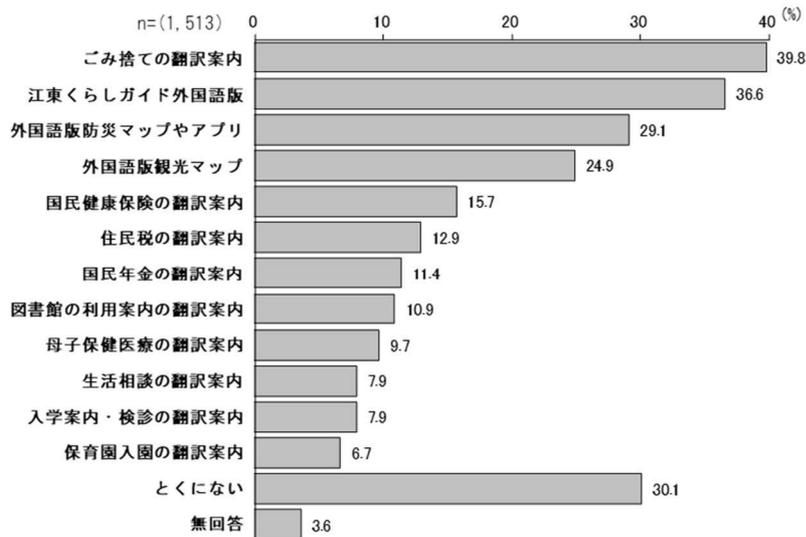


図7 江東区が行っているサービスに対する外国籍区民の認知度（複数回答）
 [『江東区外国籍区民及び日本国籍区民意識・意向調査報告書』より引用]

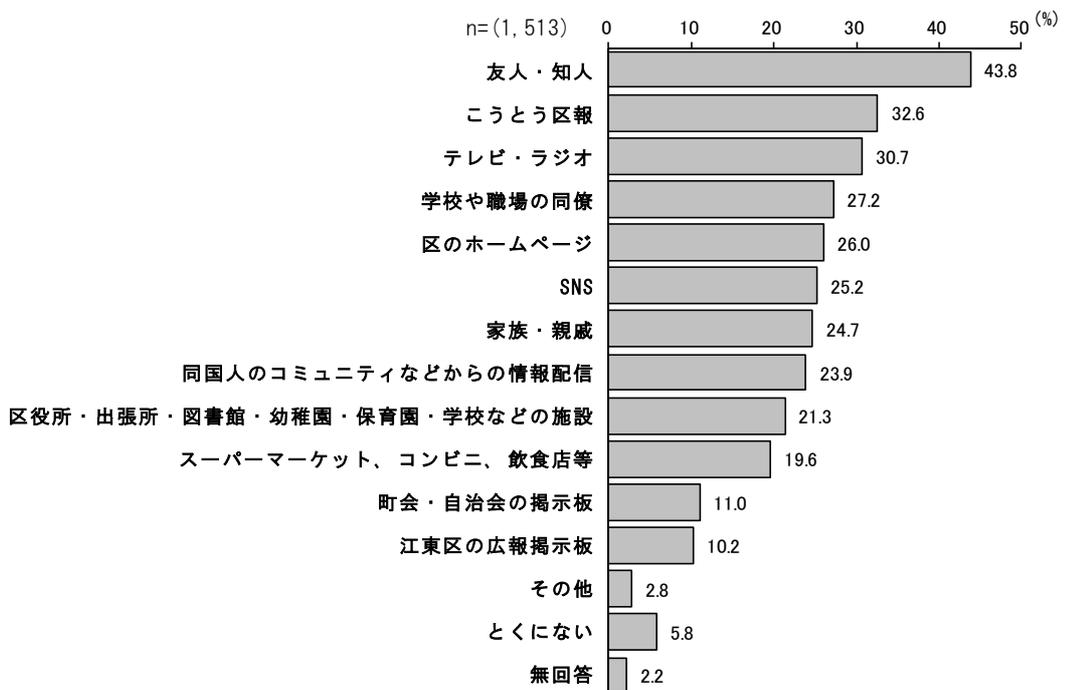


図8 外国籍区民の情報入手手段（複数回答）
 [『江東区外国籍区民及び日本国籍区民意識・意向調査報告書』より引用]

④ 生活で困っていること・心配なこと

- 社会制度（健康保険・年金・税金等）に関して「わかりにくい」が4割を超えている。（図9）
- 3割以上の外国籍区民が病院・医療でのコミュニケーションについて、不安や心配を抱えている。（図9）

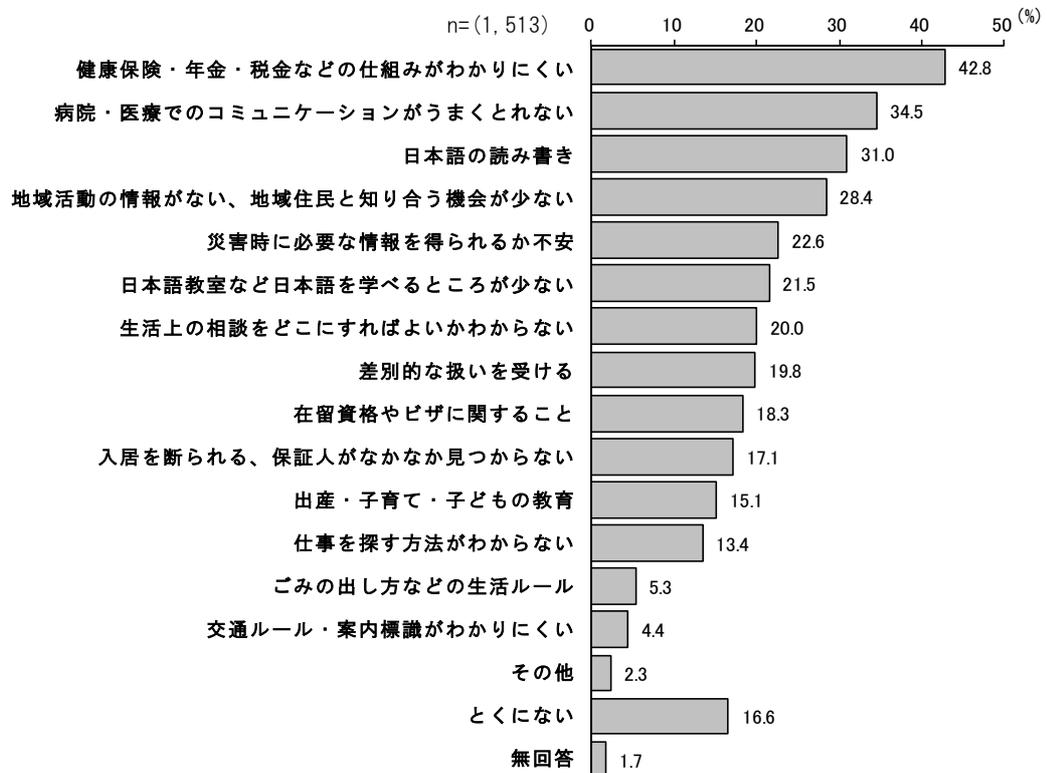


図9 外国籍区民が日本で生活していて困ったこと・心配なこと（複数回答）
 [『江東区外国籍区民及び日本国籍区民意識・意向調査報告書』より引用]

⑤ 防災関係

- 外国籍区民は日本国籍区民と比較して、災害時の備えについて、「備えていない」割合が高い。
- 外国籍区民のうち、避難所を「知らない」割合が4割を超えており、日本国籍区民と比べて大きな差がある。（図10）

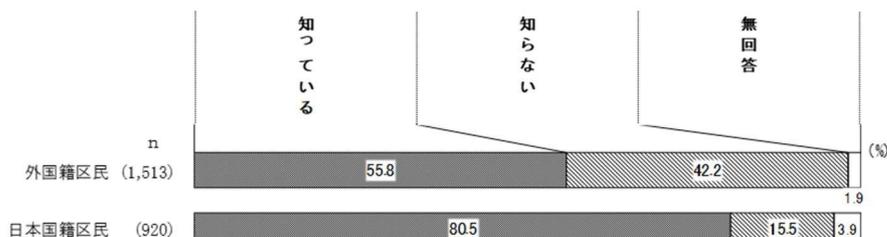


図10 外国籍区民と日本国籍区民の避難所の認知度
 [『江東区外国籍区民及び日本国籍区民意識・意向調査報告書』より引用]

(2) 多文化共生の意識における現状

① 差別の経験

- 日本人からの差別の経験の有無について、46.6%が「ある」と回答している。
- 日本人からの差別の経験の有無について、「ある」と回答したうちの3割以上が「家を探するとき」、「仕事をしているとき」、「外に出ているとき」に差別を受けたと感じている。〈図 11〉
- 偏見・差別をなくすために必要なことでは、「お互いの生活習慣の違いを認め合うこと」、「お互いの文化を知る」、「お互いを認め合う教育を進める」と回答した割合が6割を超えており、他と比べて高くなっている。〈図 12〉

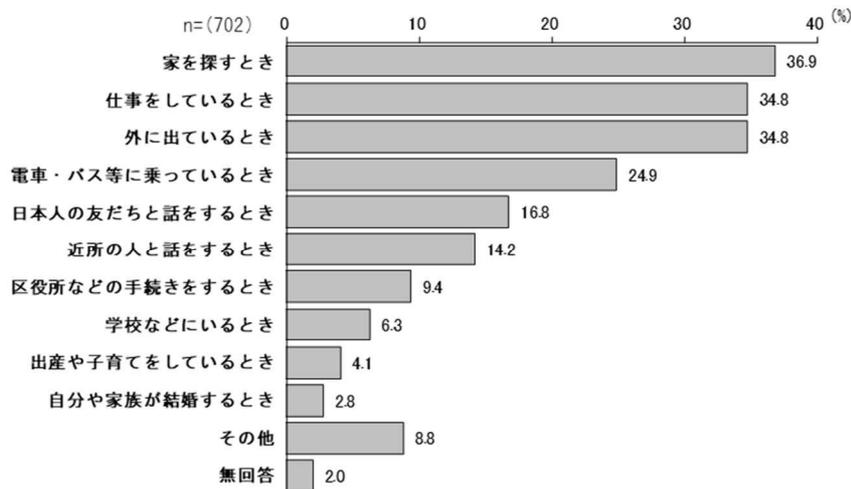


図 11 外国籍区民が差別を感じた場面（複数回答）
 [『江東区外国籍区民及び日本国籍区民意識・意向調査報告書』より引用]

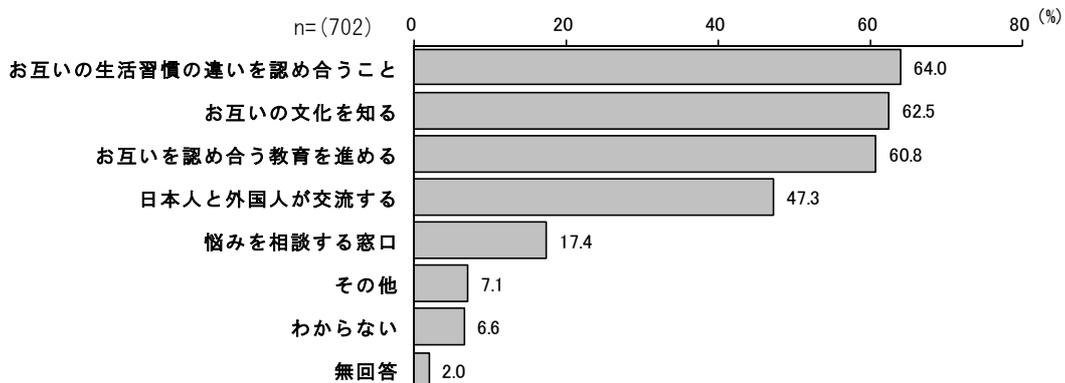


図 12 外国籍区民が思う偏見・差別をなくすために必要なこと（複数回答）
 [『江東区外国籍区民及び日本国籍区民意識・意向調査報告書』より引用]

② 区に期待する取り組み

- 外国籍区民が最も期待していることは、「日本人に対して外国人への偏見や差別などをなくすための意識を啓発する」ことである。〈図13〉
- 日本国籍区民は、「日本での生活習慣（ごみの正しい出し方など）を教える（教えてもらう）」ことを期待している。〈図13〉
- 外国籍区民と日本国籍区民の双方が、「やさしい日本語を推進する」ことを期待している。〈図13〉

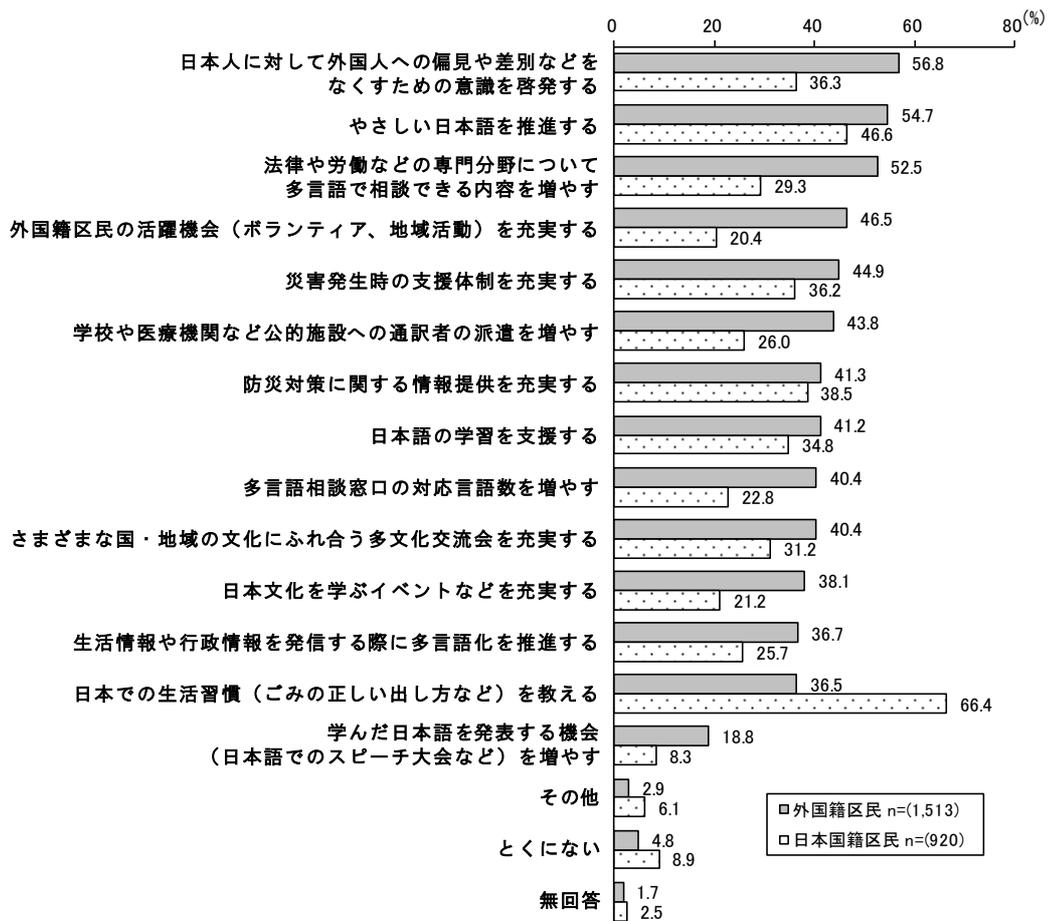


図13 多文化共生に向けて区に期待する取り組み（複数回答）
（外国籍区民と日本国籍区民と比較）

[『江東区外国籍区民及び日本国籍区民意識・意向調査報告書』より引用]



③ 相互理解

- 外国籍区民と日本国籍区民の双方が、お互いの文化や習慣、日常生活におけるルールやマナーを知らないためにトラブルが発生している。
- 外国籍区民と日本国籍区民の相互理解が進んでいないことも一因となり、日本国籍区民は、地域に外国籍区民が増えることによるトラブルの発生を懸念する意見が多い。
- 外国籍区民は、「自分たちの文化、生活習慣を理解してほしい」と同時に、「日本語、日本の習慣を紹介してほしい」とも回答しており、日本のことを理解しようとしている。〈図14〉
- 外国籍区民と日本国籍区民が、異なる文化や習慣への理解を促すイベントが少なく、交流する機会が限られている。
- 外国籍区民と日本国籍区民との交流イベント自体を知らない人もいる。

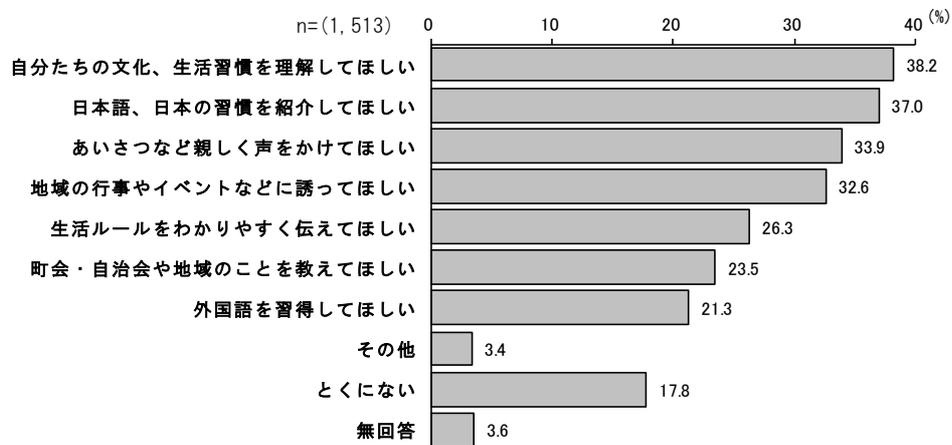


図14 外国籍区民が相互理解のために日本人に求めること（複数回答）

[『江東区外国籍区民及び日本国籍区民意識・意向調査報告書』より引用]

(3) 地域との交流における現状

① 外国籍区民の地域活動

- 外国籍区民のうち、町会・自治会に加入している割合は19.1%であり、日本国籍区民（62.0%）と比べて低くなっている。（図15）
- 外国籍区民が地域活動に参加しない理由では、「参加の仕方がわからない」（49.2%）が最も多く、次いで「活動に関する情報が少ない」（40.7%）、「活動に誘われない」（39.8%）となっている。（図16）

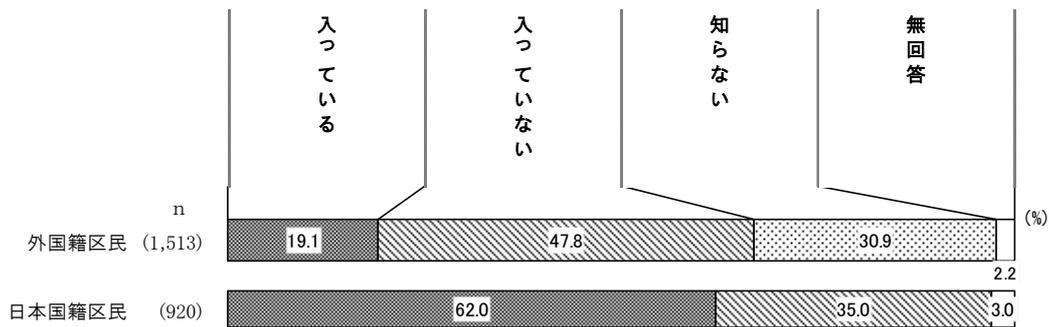


図15 町会・自治会への加入状況（外国籍区民と日本国籍区民の比較）

[『江東区外国籍区民及び日本国籍区民意識・意向調査報告書』より引用]

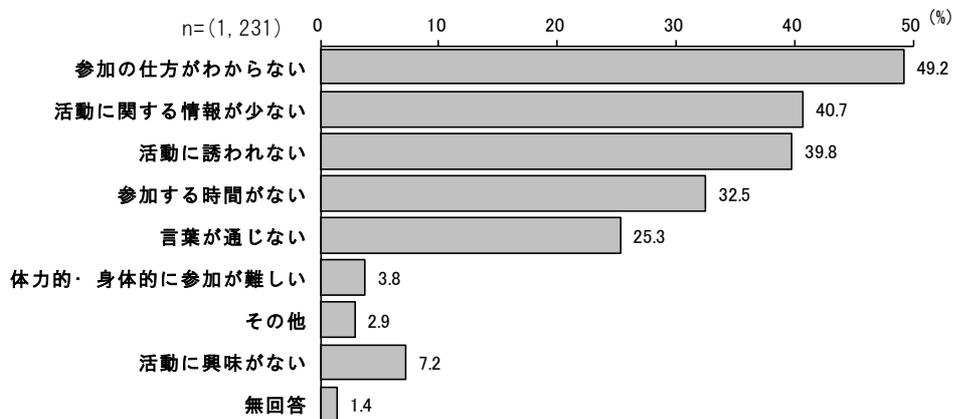


図16 外国籍区民が地域活動に参加しない理由（複数回答）

[『江東区外国籍区民及び日本国籍区民意識・意向調査報告書』より引用]

② 外国籍区民のコミュニティ・グループ

- 外国籍区民同士での相談・情報交換の場として、「同じ国出身のコミュニティ・グループ」(40.6%)や「職場の仲間」(35.6%)の割合が高くなっている反面、「とくに決まったグループや仲間はいない」の回答も3割程度ある。(図17)
- 「同じ国出身のコミュニティ・グループ」の把握方法として最も多いのは、「友人・知人(同じ国籍の人)」で約8割を占めている。また、「SNS」(38.1%)や「インターネット」(37.9%)も活用されている。(図18)

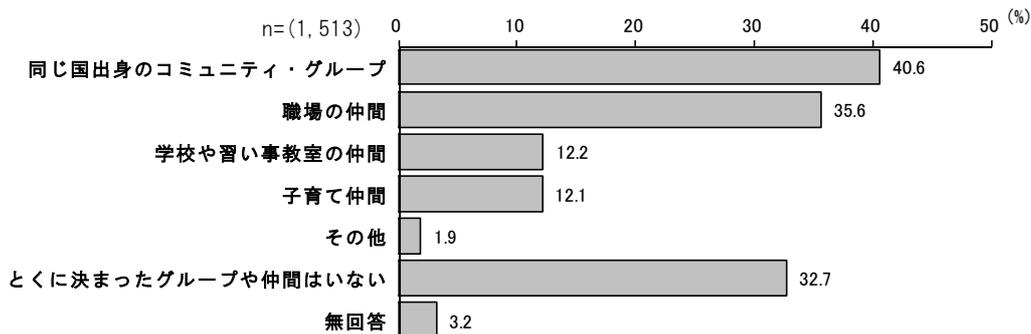


図17 外国籍区民同士での相談・情報交換の場(複数回答)

[『江東区外国籍区民及び日本国籍区民意識・意向調査報告書』より引用]

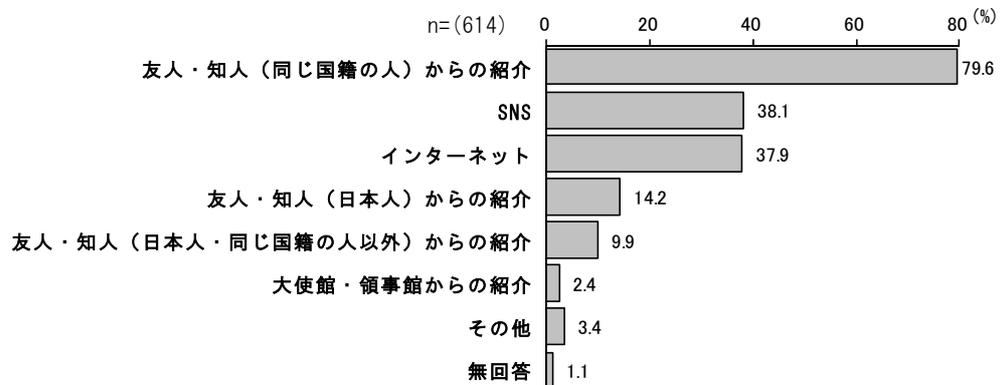


図18 「同じ国出身のコミュニティ・グループ」の把握方法(複数回答)

[『江東区外国籍区民及び日本国籍区民意識・意向調査報告書』より引用]

③ ボランティアなどへの協力意向

- 外国籍区民のうち、約7割が地域の中で何らかの活動をしてみたいと感じている。〈図19〉
- 外国籍区民が地域の中で活動してみたいこととして、「国際交流・多文化交流に関する活動に取り組みたい」、「翻訳や通訳で地域に役立ちたい」、「母国語を日本人に教えたい」、「日本の人に母国を紹介する活動に取り組みたい」などがある。〈図19〉

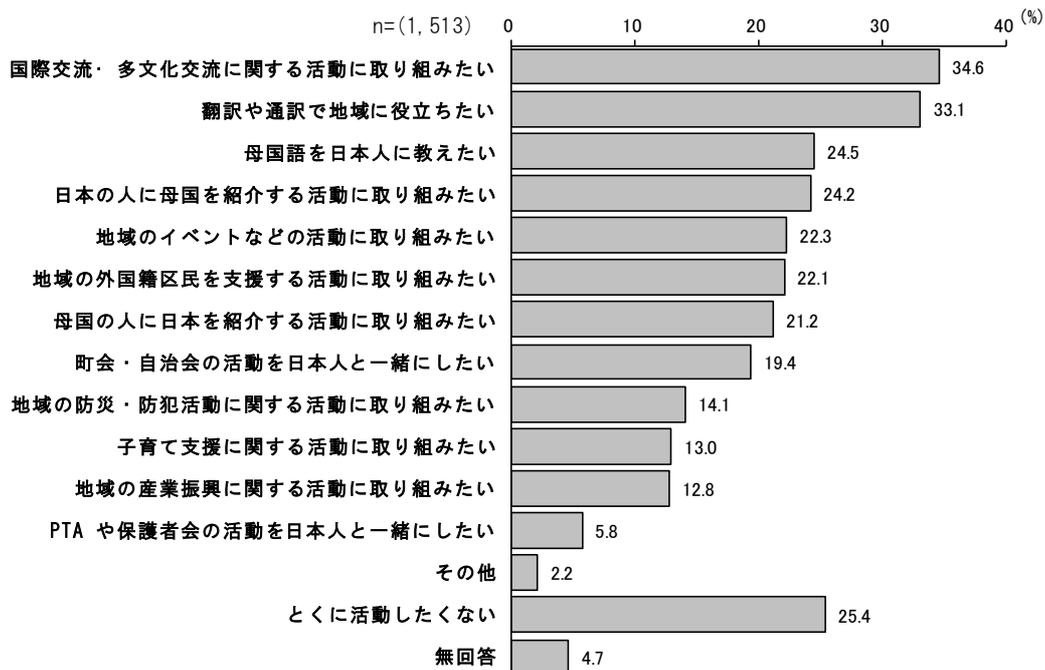


図19 外国籍区民が地域の中で活動してみたいこと（複数回答）

[『江東区外国籍区民及び日本国籍区民意識・意向調査報告書』より引用]



第3章 現状を踏まえた課題

第2章にて現状を分析したことを踏まえ、以下の3つの視点から課題を抽出した。

- 1 日常生活における課題
- 2 多文化共生の意識における課題
- 3 地域との交流における課題

1 日常生活における課題

(1) 日本語教育環境の整備

- ① 日本語の学習意欲が高い外国籍区民が多いことから、外国籍区民が日本語を学ぶことができる環境整備に取り組む必要がある。
- ② 「日本語教育の推進に関する法律」で「国」、「自治体」に加えて、「事業者」の3者が日本語教育を推進する責務を負うと定めているため、今後は事業者等に対しても法の周知が必要である。
- ③ 区内の既存団体による日本語教室の情報を適宜更新する必要がある。

(2) 情報発信の方法

- ① 区の取り組みや防災情報、社会制度等の情報を広く周知するための方法を検討する必要がある。
- ② 外国籍区民が情報を入手しやすくするために、区の相談窓口の一元化等を検討する必要がある。
- ③ 区内には約120か国以上の外国籍区民がおり、すべての外国籍区民の母語を多言語化することは現実的に困難なため、やさしい日本語を使用した情報発信を検討する必要がある。

(3) 発災時の対応

- ① 外国籍区民に対し、日ごろから災害時の備えと避難所の場所を事前に確認しておくことを周知するなど、意識を啓発していく必要がある。
- ② 避難所での外国籍区民への情報提供の方法や受け入れ体制、コミュニケーションの取り方などについて、事前に検討し、準備しておく必要がある。

(4) その他

- ① 区の各所管課が異なる通訳・翻訳システムや機器等を導入しているため、緊急時などに融通が利かない。
- ② 外国籍区民にとって、区役所の申請書類等は1つの文章が長く、専門用語等も使用しているため、わかりにくい。

2 多文化共生の意識における課題

(1) 差別に対する意識啓発

- ① 日本国籍区民に対して、多様性という意味で外国籍区民への理解を促進していく必要がある。
- ② 区が情報発信等を通じた相互理解の支援について、国や東京都との連携を検討する必要がある。
- ③ 仕事の機会での差別経験も多くあることから、事業主等が外国人を円滑かつ積極的に受け入れることができる環境づくりを検討する必要がある。

(2) 日常生活とやさしい日本語

- ① 外国籍区民は江東区の一員であるため、日本の文化や日常生活におけるルールを理解しやすくなるような取り組みが必要である。
- ② 区の職員等に対し、やさしい日本語が主なコミュニケーションツールの一つとなり得ることを示し、必要性について理解してもらう必要がある。

(3) 相互理解の方法

- ① 外国籍区民と日本国籍区民が、居住地域をはじめとして、区内各所で気軽に立ち寄り、交流できる場を増やしていく必要がある。
- ② 国籍を問わず、区民がイベントなどを通じて色々な国の文化や習慣等に触れたり、交流したりできる機会や場を増やしていくとともに、周知の方法を検討する必要がある。
- ③ 外国籍区民と日本国籍区民の交流が一過性とならないように、日ごろから挨拶などの声かけをお互いができる雰囲気醸成が必要である。

※ 「やさしい日本語」とは

(東京都多文化共生ポータルサイト(<https://tabunka.tokyo-tsunagari.or.jp/yasanichi.html>)より引用)

- ・ 外国人等にもわかるように配慮して、簡単にした日本語のこと
- ・ 1995年の阪神・淡路大震災の際、多くの外国人が被害を受けたことから、外国人にできるだけ早く正しい情報を伝えられるよう考え出され、東日本大震災において、意義が再確認された

本指針において、「やさしい日本語」を以下のとおり定義する。

「難しい言葉を外国籍区民にとってわかりやすい表現に言い換えた日本語」

具体的には、

- ・ 文章は短く、一文で一つの情報提供に
- ・ 主語を明確にし、二重否定やあいまいな表現は避ける
- ・ ふりがなをふる(全部ひらがなはかえってわかりにくい)
- ・ 写真やイラストを併用する
- ・ 話すときはゆっくり、はっきり話す／書くときは分かち書きを



【参考】
東京都多文化共生
ポータルサイト

3 地域との交流における課題

(1) 外国籍区民の地域活動

- ① 町会・自治会等の地域活動に対する参加意向は高いものの、情報が少ないことにより、地域活動に参加しない（できない）外国籍区民が多いため、情報発信の方法等を検討する必要がある。
- ② 外国籍区民が地域活動に参加しない（できない）理由として、町会・自治会等に外国籍区民の受け入れ体制が無く、対応できないことなども考えられるため、町会・自治会等に対して、外国籍区民を受け入れることができる環境の整備を支援する必要がある。
- ③ 日本語を話すことができる外国籍区民が多い一方、日本国籍区民には外国籍区民への対応において、言葉の壁が存在すると推察される。
- ④ 外国籍区民が町会・自治会等の地域活動やボランティア活動等の社会活動に参加しやすくするための環境や体制作りが必要である。

(2) 外国籍区民のコミュニティ・グループと日本国籍区民との交流

- ① 区内にどのような外国籍区民のコミュニティ・グループがあるのか把握できていない。
- ② 外国籍区民のコミュニティ・グループとの連携方法や活用方法が不明確である。
- ③ 外国籍区民のコミュニティ・グループと日本国籍区民の交流が少ないため、イベントなどを通じた交流機会の創出が必要である。

(3) 地域活性化の促進

- ① 外国籍区民を支援の受け手としてだけでなく、地域の担い手であることを理解してもらう必要がある。
- ② 外国籍区民は自身の文化等の理解を求めると同時に、日本のことを理解しようとしているため、こうした意識を地域の中でどのように活用していくか検討する必要がある。
- ③ 日本国籍区民と外国籍区民が、お互いを尊重し合うことができるようになるための交流機会を創出する必要がある。



第4章 基本目標と取組方針

第3章にて明確となった課題を踏まえて、以下の3つの基本目標を掲げ、必要となる施策・事業に取り組んでいく。

- ＜基本目標1＞ 日常生活に関する支援
- ＜基本目標2＞ 多文化共生の意識啓発と醸成
- ＜基本目標3＞ 地域活性化と交流機会の創出

<基本目標1> 日常生活に関する支援

- 外国籍区民が地域住民と共に協力して日常生活を送ることができるよう、日本語教育を推進するとともに、やさしい日本語や多言語化などコミュニケーションを取ることができる環境の整備に取り組む。
- 外国籍区民に対して、医療・保険サービス、子ども・子育てなどの行政サービスを適切に提供するとともに、就労や災害時の支援体制の整備を進め、情報提供及び周知方法の拡充に取り組む。
- 地震等の自然災害の経験や体験が少ない外国籍区民もあり、国によって災害に対する意識も異なるため、災害への備えの重要性や避難所の周知に取り組む。



● 取組方針

1 日本語教育環境の整備

- ① 日本語指導が必要な児童・生徒に対する日本語講師派遣や日本語支援事業について、教育委員会で継続して実施していく。
- ② 「日本語教育の推進に関する法律」の周知に取り組む。また、就労時における日本語習得のための研修の機会を確保できるような相談体制の構築に取り組んでいく。
- ③ 「I.F.C.」をはじめ、区内の各種団体が実施している日本語教室等の情報を本区に特化した主要な言語※（以下、主要言語という。）及びやさしい日本語で提供する。

※本区に特化した主要な言語とは
江東区においては、「英語、中国語、韓国語、ベトナム語、フィリピン語」とする。
主要な言語によって約90%の外国籍区民に対応できると想定。

2 情報発信の方法

- ① 教育・医療・防災等の生活全般及び社会制度等に関する情報の多言語化（主要言語）に取り組む。
- ② 区のホームページに加え、区の公式LINEやTwitter等のSNSを活用し、効率的かつ効果的な情報発信に取り組む。
- ③ 外国籍区民や各種団体の協力を得ることで、各国のコミュニティを媒介とした情報発信の方法を新たに活用する。
- ④ 地域振興課を外国籍区民の相談窓口として一元化することで、各所管課へ繋ぐ調整役とする。
- ⑤ やさしい日本語を使用することで、外国籍区民に対してわかりやすい情報提供を進めていく。

3 発災時の対応

- ① 防災訓練等を通じて、災害時に備えるものを実際に手にとる体験をしてもらうとともに、住む地域によって避難所が異なることを啓発する。
- ② 「I.F.C.」と連携し、平常時から日本語の学習支援や関係機関・団体との調整、相談を行う体制を構築することで発災時の対応を強化する。また、避難所への通訳者の派遣も行う。

4 その他

- ① 各所管課で通訳・翻訳システムや機器等を導入または改修等をする際に、地域振興課が情報提供を行うことでスムーズな導入につなげる。
- ② 既存の申請書類など、定型化されているものも含めて印刷時や改訂時、作成時などにやさしい日本語を使用した内容へ修正する。
- ③ 庁内において、やさしい日本語を推進するために、「（仮称）やさしい日本語アドバイザー」業務の委託を検討する。
- ④ 主要言語での外国籍区民対応が必要な場面に備え、職員の自己啓発による言語能力育成を推進する。
- ⑤ 少数言語への対応や区での対応が困難な場合の相談窓口として、「東京都つながり創生財団」や「FRESC（フレスク）」、医療機関・薬局案内サービス「ひまわり」等の情報を提供する。

<基本目標2> 多文化共生の意識啓発と醸成

- 外国籍区民が不当な差別を受けている現状があり、解消に向けた対策は、国際的かつ社会的要請であるため、改善に向けた相談体制などの整備に取り組む。
- 日常生活での支援があった上で、地域住民と外国籍区民が共生していくために、多文化共生における相互理解の推進に取り組む。
- 様々な教育の機会を通じて多文化共生社会への意識啓発と醸成に取り組む。



● 取組方針

1 差別に対する意識啓発

- ① 日本国籍区民に対して、外国の文化・習慣について紹介していくことで、日ごろから異なる文化への受容力を高め、差別や偏見を無くしていく。
- ② 外国籍区民に対して、日本の文化・習慣をはじめ、区の文化や習慣も理解してもらうための啓発をSNSや冊子等で行う。
- ③ オリンピック・パラリンピックレガシー活用事業などを通じ、学校における多様性を認めあう態度を育成する教育を進めていく。
- ④ 企業や事業主等に対し、国が外国人の受け入れを推奨していることを知ってもらい、外国人受け入れの支援体制などへの理解を深めてもらうため、講習会の実施や啓発用のチラシ等を作成し、配布する。

2 日常生活とやさしい日本語

- ① やさしい日本語は、日常生活だけでなく、災害時や緊急時にも幅広く活用ができることのメリットを紹介する。
- ② 外国籍区民の母語ではなく、やさしい日本語を使用すれば意思疎通できる場合が多いことを周知し、言葉の壁を低くする。
- ③ 各所管課でやさしい日本語を使用した文書等を作成できるように、マニュアル（職員ハンドブック）を作成し、全庁共有フォルダへ掲載する。
また、職員や教員向けにやさしい日本語の研修や講演会を企画・運営するなどアドバイスができるサポート体制を構築する。

3 相互理解の方法

- ① 交流の機会創出のため、「国際交流友好の広場」や「国際交流のつどい」等の既存の国際交流イベントのさらなる魅力創出などの改善等を行うことに加え、新規イベントの企画についても検討する。
- ② 外国籍区民と日本国籍区民との相互理解を進めるための研修や講演会を企画し、実施する。
- ③ 観光・芸術・文化・スポーツなど、江東区での生活をより楽しむことができるような情報を主要言語及びやさしい日本語により配信していく。
- ④ 挨拶など声かけを通じて、コミュニケーションを育むことの必要性について、具体的な取組事例等を含め、町会・自治会等に適宜周知していくとともに、関係所管課等に情報共有する。

<基本目標3>

地域活性化と交流機会の創出

- 日常生活に関する支援及び相互理解促進による多文化共生への意識が浸透することで、地域との連携・協力関係を構築・活性化し、外国籍区民と日本国籍区民との交流機会の増加に取り組む。
- 区内の「永住者」の人数が増加傾向にあることを受け、区内に存在する外国籍区民同士のコミュニティやグループを把握し、活用することで効率的な情報発信等に取り組む。
- 外国籍区民は、今後の地域社会での担い手となることも期待されていることから、地域における盆踊りや一斉清掃、防災訓練などのイベントを通じて、交流の機会を創出するなど、コミュニケーションの場の提供に取り組む。



● 取組方針

1 外国籍区民の地域活動

- ① 外国籍区民に対し、日ごろから町会・自治会の活動や必要性などについて各種情報媒体を活用して啓発し、町会・自治会への加入促進につなげる。
- ② 町会・自治会等の地域活動団体において、外国籍区民の受け入れ体制作りや相談等を行う。
- ③ 町会・自治会向けに、やさしい日本語を使ったコミュニケーションの事例等を紹介し、掲示板や回覧板に掲示するチラシ等をやさしい日本語で作成してもらえるように講習や研修等を行う。
- ④ 日本語を話すことができる外国籍区民が多いため、外国籍区民と接するときは日本語（できればやさしい日本語でゆっくり・はっきり・簡潔に話す）でもコミュニケーションを取ることができる場合が多いことを周知し、言葉の壁を取り除いていく。

2 外国籍区民のコミュニティ・グループと日本国籍区民との交流

- ① 外国籍区民に対して、区の名所や名物などを紹介し、体験・訪問できるツアーなどを企画して、江東区への愛着を深めてもらう。
- ② 江東ボランティア・センターと連携し、通訳や翻訳など外国籍区民の特性を活かした活動や、日本語ができなくてもポケット翻訳機等を活用して参加できるボランティア活動などの情報を積極的に外国籍区民に提供し、参加を促すことで地域社会の一員であることの意識を醸成する。
- ③ 外国籍区民のコミュニティ・グループなどが開催するイベントの情報を収集し、日本国籍区民にも周知することで、交流の機会を創出する。

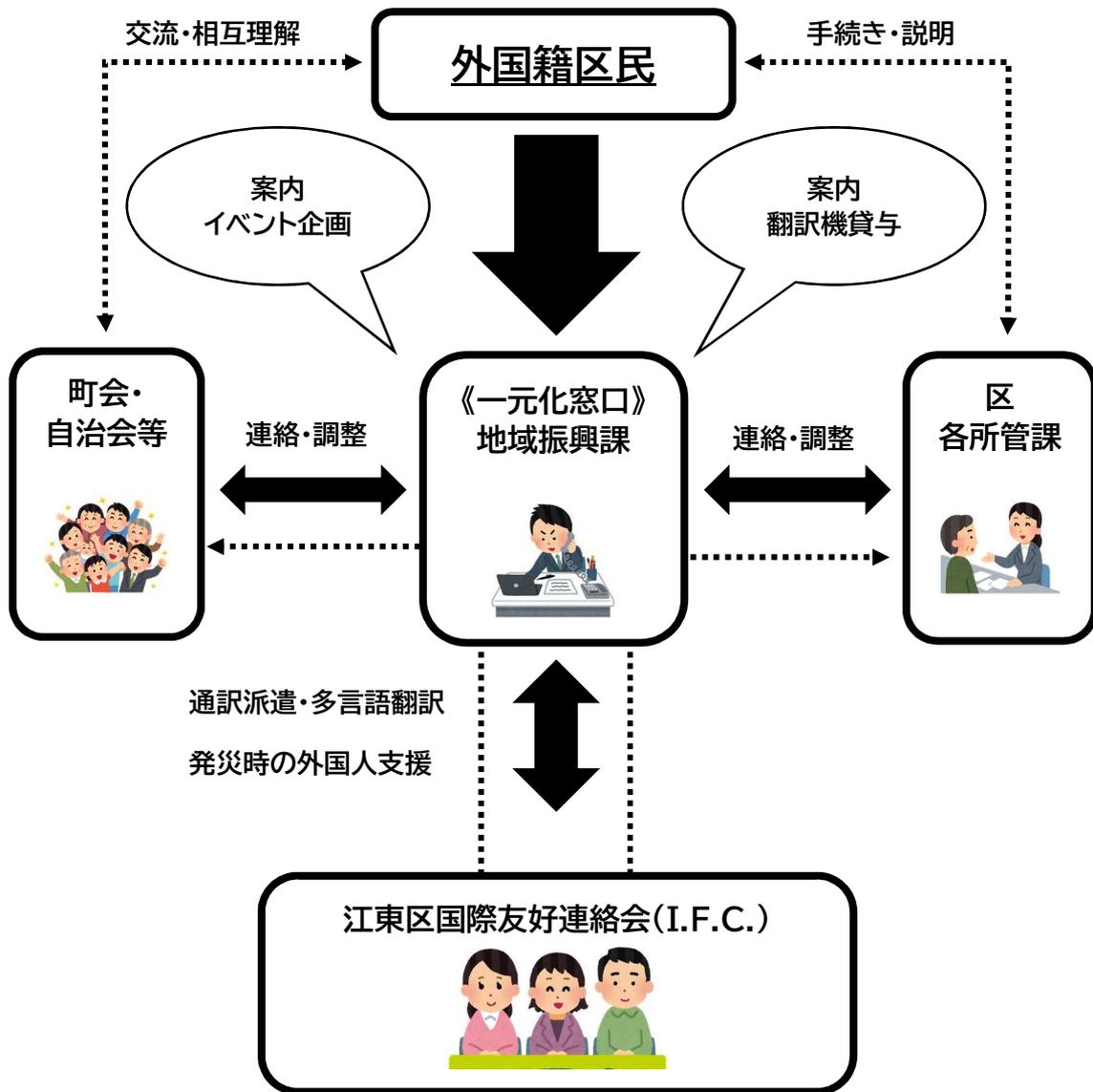
3 地域活性化の促進

- ① 外国籍区民も地域のイベント等に興味を持ち、参加するきっかけを求めているため、町会・自治会等から積極的にコミュニケーションを取ってもらえるように働きかける。また、外国籍区民は、地域の担い手であることを認識してもらい、地域の活性化につなげる。
- ② 外国籍区民に対して、町会・自治会等から呼びかけ等があった場合は、積極的に参加・協力するよう周知する。
- ③ 盆踊りや一斉清掃などのイベントに地域の外国籍区民を招待したり、参画してもらったりすることで顔見知りの関係を築き、居住地域への順応性を高める。
- ④ 日本国籍区民に国際交流イベントへの参加を呼びかけ、色々な国の人たちと接する機会を設け、文化や習慣等の相互理解の促進を図り、日常生活における抵抗感を払拭する。
- ⑤ 「I.F.C.」を通じて、町会・自治会をはじめ、区や各実行委員会で開催する区内イベントにボランティアを派遣してもらうことで、イベント参加に対するハードルを下げる。



**第5章
推進体制**

◆ 推進体制イメージ ◆



【主な役割】

● 区地域振興課

外国籍区民の一元的な問い合わせ窓口及び全庁のとりまとめを行う。必要に応じて各所管課や町会・自治会に連絡し、調整・案内を行う。また、江東区国際友好連絡会（I.F.C.）との連携を行う。

● 区各所管課

地域振興課と連携しながら、外国籍区民が理解しやすい案内や書類の作成を行うとともに外国籍区民に向けた施策を検討する。

● 町会・自治会

地域振興課と連携しながら、地域に住む外国籍区民との交流や相互理解を行う。挨拶の声かけをはじめ、盆踊りや一斉清掃等への参加を促す。

● 江東区国際友好連絡会(I.F.C.)

地域振興課と連携しながら、参加団体との調整を行う。平常時の通訳派遣や文書の翻訳に加えて、発災時には、外国人の支援等を行う。



**第6章
参考資料**

◆ 参考資料 ◆

資料1	地域における多文化共生プラン（改訂）（総務省）……………	35
資料2	令和4年度江東区外国人対応一覧……………	59
資料3	江東区多文化共生推進基本指針策定委員会設置要綱……………	67
資料4	江東区多文化共生推進基本指針策定委員会名簿……………	69

地域における多文化共生推進プラン（改訂）

1. 改訂の背景

(1) 社会経済情勢の変化と多文化共生施策の変遷

①社会経済情勢の変化

(外国人住民数等の動向)

我が国の在留外国人は、人数が増加しているとともに、多国籍化している。地方においても、全ての都道府県に加え、全ての市区町村の人口規模区分の外国人人口が増加している。また、市区町村では、人口規模や所在地域にかかわらず、人口に占める外国人人口の割合が高い団体、外国人人口の増加率の高い団体がある。

(入国管理制度等の改正)

「技能実習制度」は、累次にわたり、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るための制度改正が行われている。平成 22 年 7 月には、在留資格「技能実習」を創設するとともに、雇用契約に基づき行う技能等修得活動について、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令等が適用されることとする等の制度改正が施行された¹。また、平成 29 年 11 月には、制度の基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、監理団体の許可、実習実施者の届出及び技能実習計画の認定の制度を設ける等の制度改正が施行された²。

平成 31 年 4 月には、深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築するため、在留資格「特定技能」が創設された³。

平成 24 年 7 月には、中長期在留者に対して在留カードを交付し、在留情報の一元的、正確かつ継続的な把握を行う新たな在留管理制度が導入されたこととあわせて、外国人住民を住民基本台帳の適用対象に加え、外国人住民の利便の増進及び市区町村等の行政の合理化を目的とする制度改正が施行された⁴。

¹ 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成 21 年法律第 79 号)等。

² 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成 28 年法律第 89 号)等。

³ 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 102 号)。

⁴ 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律(平成 21 年法律第 79 号)、住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成 21

(多様性と包摂性のある社会の実現)

平成 27 年（2015 年）9 月に行われた国連総会において、誰ひとり取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030 年を年限とする 17 の国際目標を定めた「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」（SDGs）が全会一致で採択された。

政府は、「SDGs 実施指針」（平成 28 年 12 月 22 日 SDGs 推進本部決定、令和元年 12 月 20 日改定）において、あらゆる人々が活躍する社会を優先課題の分野の 1 つとしている。また、「誰ひとり取り残さない」とのキーワードで表現される「包摂性」は、SDGs の基本的理念であり、政府が優先課題に取り組む際、主要原則の 1 つとして、分野を問わず適用することとしている。

地方公共団体においても、多様性の推進を政策課題とし、担当部署の設置、条例制定、計画策定等に取り組む動きがある。

(デジタル化の進展)

世界的に急速なデジタル革命（第 4 次産業革命）が進む中、AI・ロボットによる自動化、IoT 技術による遠隔・リアルタイム化等、新たな技術革新によって、社会課題を解決し、付加価値を生む「Society 5.0」の実現が期待されている。

特に、概ね 1 人が 1 台保有するスマートフォンを活用した音声翻訳アプリをはじめとする新たなサービスの普及が進展しつつある。

また、多言語翻訳技術については、総務省が、2025 年に AI による「同時通訳」を実現するための技術の研究開発を行っている。

(気象災害の激甚化等)

近年、1 時間降水量 50mm 以上の短時間強雨が頻発するなど、気象災害が激甚化しているとともに、気候変動に伴い、こうした気象災害が今後さらに増加することが予測されている。

また、関東から九州の広い範囲で強い揺れと高い津波が発生するおそれのある「南海トラフ地震」、首都中枢機能への影響が懸念される「首都直下地震」が、今後 30 年以内に高い確率で発生することが予想されている。

こうした中、国は、外国人が必要とする防災・気象情報に容易にアクセスできるよう、防災・気象情報に関する多言語辞書を作成し、スマートフォンアプリ「safety tips」へ反映するなど防災・気象情報の多言語化を推進している。

(新型コロナウイルス感染症の影響)

年法律第 77 号)等。

世界規模の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響は広範で長期にわたることが見込まれ、国内外の社会経済に波及しつつある。政府は、感染症が収束したポストコロナ時代を見据えて、多様性を活かすことにより、リスクに強い強靱性を高めながら、「我が国が持つ独自の強み・特性・ソフトパワー」を活かした「新たな日常」の構築を通じて、誰ひとり取り残されない、国民の一人一人が「包摂的」で生活の豊かさを実感できる質の高い持続的な成長の実現を目指す方針を示している⁵。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、我が国においては、在留外国人に対して、出入国在留管理庁が、帰国困難者の「短期滞在」又は「特定活動」への在留資格変更を許可する等の在留諸申請に関する措置を講じているほか、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生等の雇用を維持するため、関係省庁と連携して雇用維持支援を行っている。また、国、地方公共団体、地域国際化協会、NHK（NHK WORLD-JAPAN）、NPO等が多言語での情報発信等を行い、対応している。

②多文化共生施策の変遷

（国における動き）

政府は、国内で就労・生活する外国人について、社会の一員として受け入れられるとともに、日本人と同様の公共サービスを楽しむ生活できるような環境を整備するため「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」（平成18年12月25日外国人労働者問題関係省庁連絡会議決定）、「日系定住外国人施策に関する基本指針」（平成22年8月31日日系定住外国人施策推進会議決定）、「日系定住外国人施策に関する行動計画」（平成23年3月31日日系定住外国人施策推進会議決定）等を策定し、各般の施策等を実施することとした。

また、政府は、「特定技能」の在留資格創設を踏まえつつ、外国人材の受入れ・共生のための取組を、より強力に、かつ、包括的に推進していく観点から、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）⁶を策定し、①外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等、②外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組、③生活者としての外国人に対する支援及び④新たな在留管理体制の構築等の施策を実施することとしている。

⁵ 「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）。

⁶ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」（令和元年6月18日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）」（令和元年12月20日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」（令和2年7月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）により順次拡充。

また、総務省は、「地域における多文化共生推進プラン」（平成 18 年 3 月）策定後も、累次にわたって多文化共生の推進に関する研究会等を開催し、優良事例を把握して共有や横展開を図るとともに、東日本大震災や熊本地震の経験を踏まえた防災対策のあり方の検討等を行ってきた。

（地方公共団体における動き）

地方公共団体において、多文化共生の推進に係る指針・計画を策定が進んでいる中、地域の実情に応じて、多文化共生の推進に係る指針・計画に独自の施策を盛り込む動きが出てきている。

近年、特徴的な事例として、外国人の視点に立ったインバウンド関連事業をはじめとする地域が持つ新たな魅力の創出や、地域特産品のグローバルな販路開拓をはじめとする海外との積極的なつながりによる地域の活力の創出等、地域の活性化やグローバル化への貢献につながる取組が見られる。

また、外国人支援の視点を超え、外国人住民を地域社会の担い手として社会参画を促す取組も見られる。

（２）社会経済情勢の変化等を踏まえた地域における課題

上記（１）の社会経済情勢の変化等を踏まえて、地域における多文化共生の推進に当たって、次のような課題がある。

①コミュニケーション支援

- ・外国人住民の国籍が多様化する中、地域における外国人住民等の人数や国籍等の状況に応じて、希少言語ややさしい日本語を含めて多言語対応が必要である。
- ・多言語翻訳技術の高度化と社会実装が進んでいる中、スマートフォンのアプリをはじめ ICT を積極的に活用し、多言語対応を図ることが必要である。
- ・増加を続ける外国人住民が日常生活及び社会生活を地域住民と共に円滑に営むことができる環境の整備を図るため、日本語教育を推進することが必要である。

②生活支援

- ・外国人住民の増加に伴い、日本語指導が必要な児童生徒が増加する中、外国人の子供の就学促進や教育環境の整備が必要である。
- ・激甚化する気象災害をはじめとする災害、新型コロナウイルス感染症等に備えた外国人対応を進めることが必要である。
- ・外国人住民の増加に伴い、医療・保健サービス、子ども・子育て及び福祉

サービスについて、多言語対応を図ることが必要である。

- ・新たな在留資格創設に伴う外国人材の受入れ環境を整備するとともに、大都市圏その他特定地域への集中防止策を講じる必要がある。

③意識啓発と社会参画支援

- ・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 58 号）の制定も踏まえて、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けて、相談体制の整備、教育の充実等及び啓発活動等に努める必要がある。
- ・ポストコロナ時代の誰ひとり取り残されることない「新たな日常」を見据えて、多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、地域社会やコミュニティ等において必要となる人の交流やつながり、助け合いを充実するための環境を整備することが必要である。
- ・身分に基づく在留資格を持つ者や留学生といった中長期的な在留展望を持つ外国人住民が増えていること、外国人住民の年齢構成が若いこと等を踏まえ、地域社会において、外国人住民がその担い手となる取組を推進することが必要である。

④地域活性化の推進やグローバル化への対応

- ・人口減少・少子高齢化が急速に進展する中、地域の活性化を通じて、持続可能な地域づくりを推進するため、外国人住民と連携・協働を図ることが必要である。
- ・急速に進展するグローバル化に対応し、その恩恵を地域にもたすため、外国人住民の知見やノウハウの活用を図ることが必要である。

2. 地域において多文化共生施策を推進する意義

地域における多文化共生⁷を推進することは、「外国人住民の受入れ主体としての地域」「外国人住民の人権保障」「地域の活性化」「住民の異文化理解力の向上」等の意義を有しているとともに、特に、次の点から今日的な意義を有しており、重要性が増している。

(1) 多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築

全ての外国人住民を孤立させることなく、地域社会を構成する一員として受け入れていくという視点に立ち、日本人と同様に行政サービスを受

⁷ 「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」（「多文化共生の推進に関する研究会報告書」（平成 18 年3月））。

心して生活することができる環境を整備していくことが必要である。

外国人住民も含めて、地域社会やコミュニティ等において必要となる人の交流やつながり、助け合いを促す環境を整備し、多様性と包摂性のある社会を実現することで、ポストコロナ時代の誰ひとり取り残されることない「新たな日常」の構築につながることも期待される。

また、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための国際目標を定めた「持続可能な開発目標」(SDGs)においても、包摂性を示す「誰ひとり取り残さない」とのキーワードは、分野を問わず求められる基本的理念とされている。

(2) 外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献

外国人住民が、主体的に、自らの強みや外国人独自の視点を活かして、地域の魅力に係る情報発信、地域産品を活用した起業、地域の観光資源を活用したインバウンド観光の受入れ等の担い手となる事例や人材が現れつつあり、こうした外国人住民との連携・協働を図ることで、地域の活性化やグローバル化に貢献することが期待される。

(3) 地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保

在留期間が無期限の「永住者」の人数が年々増加し、在留外国人全体の約3割を占めるなど、緩やかな定住化の傾向が見られること、外国人住民の年齢構成が若いこと等を背景に、外国人住民が、外国人コミュニティや人口減少・少子高齢化が進む地域を支えている事例が現れつつあり、今後の地域社会を支える担い手となることが期待される。

また、外国人住民が多文化共生施策の推進に関与することにより、外国人住民のニーズを的確に捉えて、多文化共生施策の質の向上を図ることも期待される。

(4) 受入れ環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人材受入れの実現

外国人労働者が増加するとともに、今後、特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れも進む見通しである。こうした中、外国人住民が地域においても十分な行政サービスを受けられる体制を整備するとともに、国や企業をはじめとする関係機関と連携して就業支援や就業環境そして生活環境の整備を行うなど、地域における多文化共生施策を推進することにより、都市部に集中しないかたちでの外国人材の受入れ環境を整備することが必要である。

3. 地域における多文化共生を推進するための具体的な施策

(1) コミュニケーション支援

①行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

ア. 多言語・やさしい日本語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供

住民に提供される行政サービスや履行しなければならない義務の内容、地域社会で生活する上で必要となるルールや慣習、地域が主催するイベント等について、多言語（やさしい日本語を含む。以下同じ。）での情報提供を行う。その際、地域の実情に応じて、対応する言語を検討する。

通訳の配置のほか、ICTを活用した電話・映像通訳、多言語翻訳アプリ等の活用を検討し、必要な多言語対応の体制を整備する。なお、ICTを活用する際も、情報の受け手である外国人住民の理解を得て、円滑に意思疎通できるよう、十分配慮する。

多言語による情報の提供に関しては、行政の窓口に加えて、コミュニティ施設や日本語教室等、効果的な情報伝達ルートを確保することとし、SNSも積極的に活用する。

イ. 外国人住民の生活相談のための窓口の設置

外国人住民が行政・生活情報を入手し、地域生活で生じる様々な問題について相談できるよう、「外国人受入環境整備交付金」（出入国在留管理庁）を活用した一元的相談窓口等、外国人住民の生活相談のための窓口や情報センターを設置する。

ウ. NPO等との連携による多言語情報の提供

通訳を育成するとともに、外国人住民への支援に取り組むNPO等や外国人の自助組織等と連携の上、多言語による情報提供を推進する。

エ. 地域の外国人住民を相談員等とする取組

外国人住民が地域生活で抱えている問題は、同様の文化的・社会的背景を有する外国人住民が一番理解できる立場にあることを踏まえて、地域の外国人住民を相談員等とする取組を推進する。

②日本語教育の推進

ア. 日本語教育の推進

日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）に規定された基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する。また、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進のために必要な施策を実施するよう努める。

地域の実情に応じた日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果

的に推進するための基本的な方針を定めるよう努める。

必要に応じて、基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置く。

イ. 日本語教育の推進に係る体制の整備

地域における日本語教育が適切に行われるよう、関係する行政機関、日本語教育を行う機関、外国人等を雇用する事業主、外国人等の生活支援を行う団体等の関係者相互間の連携の強化その他必要な体制の整備に努める。その際、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」（文化庁）の活用も検討する。

③生活オリエンテーションの実施

ア. 生活オリエンテーションの実施

外国人が地域住民としての生活を開始してからできるだけ早い時期にオリエンテーションを実施し、行政情報や日本社会の習慣等について学習する機会を提供する。その際、地域の自治会やNPO等との連携を図ることも留意する。

イ. 日本社会に関する情報の提供

生活オリエンテーションの実施後も、継続的に、外国人住民に日本社会に関する情報を提供する。

(2) 生活支援

①教育機会の確保

ア. 就学状況の把握

学齢簿の編製に当たり全ての外国人の子供についても一体的に就学状況を管理・把握する。また、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校のみならず、外国人学校等も含めた就学状況を把握する。

イ. 就学に関する多言語による情報提供・就学案内

外国人の子供が就学の機会を逸することのないよう、小中学校の入学や学校生活及び就学援助制度、その他学校制度全般について、多言語での周知やわかりやすい説明を行い、公立の義務教育諸学校への入学も可能であることを案内する。

外国人の保護者に対し、住民基本台帳等の情報に基づき就学案内を送付する。就学案内に対して回答が得られない場合は、個別に保護者に連絡を取って就学を勧めることも検討する。

ウ. 就学校・受入れ学年等の決定

外国人の居住地等の通学区域内における義務教育諸学校で十分な受入れ体制が整備されておらず、他に受入れ体制が整備されている義務教育諸学校がある場合には、就学校の変更に関する制度と必要な手続について説明し、保護者の申立てがあれば、地域の実情に応じて就学校の変更を認めるなど、柔軟な対応を行う。

外国人の子供の受入れに際し、特に日本語でのコミュニケーション能力の不足等により、ただちに年齢相当学年の教育を受けることが適切でないとして認められる場合には、一時的又は正式に日本語能力・学習状況等に応じた下学年への編入学を認めること等も検討する。

エ. 日本語の学習支援

「外国人児童生徒受入れの手引き改訂版」（平成31年3月文部科学省）等を参考に、外国人の子供の日本語能力に応じた指導を進めるとともに、学校管理職や日本語指導担当教員等に対して外国人児童生徒教育の研修を実施する。

日本語による学習の効果を高めるために、学校における「特別の教育課程」による日本語指導や在籍学級における支援、加配教員の配置、日本語指導補助者・母語支援員の派遣等の指導体制の充実に加えて、ボランティア団体等と連携した学習支援や母語による学習サポート等、放課後等や地域での補習を実施する。

オ. 地域ぐるみの取組の促進

親子間のコミュニケーションギャップ、保護者と学校とのコミュニケーションギャップ等の課題への対応については、学校のみに対応を委ねるのではなくNPO等、国際交流協会、自治会、企業等も含めた地域ぐるみの取組を促進する。

カ. 不就学の子供への対応

学校に通っていない又は中途退学した不就学の外国人の子供の実態を把握した上で、外国人の子供が未来への希望を持ち、その能力を地域社会においても最大限発揮できるよう、教育環境の整備を行い、不就学の子供に対する支援等の取組を講じる。その際、地域のNPO等との連携を図ることにも留意する。

学習の機会を逸した外国人の子供については、本人や保護者が希望すれば、公立の義務教育諸学校への円滑な編入が行われるよう措置する。この際、学校生活を送るために必要な日本語能力が不十分である場合は、本人や保護者の希望に応じ、日本語学校・日本語教室等において受け入れるなどし、学校生活への円滑な適応につなげるための教育・支援等を実施するよう努める。

キ. 進路指導・キャリア教育

外国人生徒の高等学校・大学等進学や就職に向けた進路指導・キャリア教育を実施する。

特に、外国人の子供が社会で自立していくためには、高等学校等において適切な教育を受けることが重要であり、高等学校等への進学を促進する観点から、中学校等において外国人の子供やその保護者に対して早い時期からの進路ガイダンス・進路相談等の実施、公立高等学校入学者選抜において外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定や受検に際しての配慮等の取組を推進する。

ク. 全ての児童生徒を対象とした多文化共生の考え方に基づく教育の推進

国籍等の違いにかかわらず、誰もが社会の構成員であることを学ぶことが重要である。外国人の児童生徒を受け入れていない学校も含めて、全ての児童生徒を対象として、多文化共生や異文化理解の考え方に基づく教育を推進する。その際、外国人の人権尊重の視点に配慮する。

ケ. 外国人学校を各種学校等として設置認可する際の要件審査の弾力的取扱い

外国人学校を各種学校又は準学校法人として設置認可の際の校地及び校舎等の自己所有要件等の審査を行うに当たって、地域の実情に応じて、より弾力的な取扱いについて配慮する。

コ. 幼児教育制度の周知・多文化対応

保育所等とも連携しながら、情報提供に努めるとともに、言語、習慣面での配慮を行い、外国人の子供の幼児教育に取り組む。

サ. 学齢を経過した外国人への配慮

外国又は我が国において様々な事情から義務教育を修了しないまま学齢を経過した者については、学校の収容能力や他の学齢生徒との関係等必要な配慮をした上で、公立の中学校での受入れを検討する。

また、地域の実情に応じて、夜間中学の設置を検討する。夜間中学を設置している地方公共団体においては、夜間中学への入学が可能であることを案内する。

②適正な労働環境の確保

ア. 就業支援

外国人の就業機会を確保するため、地域のハローワーク等の関係機関と連携して就業支援を行う。

また、特定技能外国人をはじめとする外国人材の円滑かつ適正な受入れを促進するため、関係機関と連携して、地域の実情に応じて、地域の企業

に対する制度の周知、地域の企業とのマッチング支援、地域における受入れ環境の整備、地域に就労することのメリットの周知等を実施する。

イ. 就業環境の整備促進

商工会議所をはじめとする関係機関と連携し、地域の企業と協議の場を持つこと等を通じて、社会保険への加入等の外国人労働者の就業環境の整備を促すとともに、地域社会の構成員としての社会的責任について啓発する。

ウ. 起業支援

起業意欲のある外国人住民が、地域経済の特徴や外国人の発想を活かした企業家として地域で活躍できるように、情報提供等を行い、外国人住民の起業を支援する。

③災害時の支援体制の整備

ア. 外国人に関する防災対策の推進

訪日外国人及び外国人住民の増加に伴い、災害発生時に被災する外国人の数も増加しており、外国人に対する平常時からの防災情報の周知及び災害発生時における災害そのものや被災者の生活支援、気象に関する情報提供等の重要性が増していることから、外国人に関する防災対策について、防災基本計画及び防災業務計画等を踏まえて各地方公共団体の地域防災計画への位置付けを含めて推進する。

イ. 多言語支援のための応援体制の整備

災害発生時に外国人被災者に対する多言語での支援を迅速に実施するために必要な体制の確保のため、地域国際化協会と地方公共団体との連携体制を整備するとともに、外国人住民の増加や国籍等の多様化、自然災害の多発・激甚化を踏まえて連携内容の再確認を行う。また、地方公共団体間で締結している相互支援協定に、多言語での支援体制の整備のために必要な人材の派遣を位置付けるよう検討する。

また、NPO等やその他の民間団体も含め、地方公共団体の枠を超えた広域の応援協定の策定を検討する。

なお、感染症の拡大防止の観点から、支援協定に基づく受援業務の選定に当たっては、遠隔地での業務対応の可能性を検討するなど、遠隔地間での感染拡大の抑止に留意する必要がある。

ウ. 外国人住民の所在把握

要支援者の所在情報の把握は、防災対策を行う上で不可欠であるため、外国人住民の所在情報について平常時から的確に把握しておく。

エ. 自主防災組織等への外国人住民の参画促進

高齢化率が増加を続ける中で、外国人住民を災害時の支援の対象としてだけではなく、災害時の支援の担い手として位置付けることが一層重要となっている。こうした状況を踏まえ、外国人住民が参加しやすい防災訓練となるよう訓練内容の工夫や、行政と連携して外国人住民の自助・共助の担い手となる外国人防災リーダーの育成等により、外国人住民の防災訓練への参加及び自主防災組織等への参画を促進する。

オ. 外国人被災者への多様な情報伝達手段の活用

外国人被災者に対し円滑に情報提供が行えるよう、平常時より多言語化した防災マップ等により防災情報の周知を図るとともに、災害時には（一財）自治体国際化協会が提供している災害時多言語表示シートや災害時用ピクトグラム等の活用のほか、ホームページやSNS等により多言語での情報発信を実施する。

また、通訳ボランティアの育成・支援、連携・協働について、地方公共団体における防災部門と多文化共生施策担当部門の連携をはじめとして、NPO等や地域の自主防災組織等、多様な民間主体との連携・協働を図る。

カ. 外国人被災者への効果的な情報伝達体制の整備

大規模災害発生時には、災害時外国人支援情報コーディネーターの活用等により、外国人被災者に多言語での支援を行う活動拠点である「災害多言語支援センター」を設置する等、外国人に対し効果的に情報伝達を行うことができる体制を整備する。

キ. 避難所における外国人被災者の感染症対策

新型コロナウイルス感染拡大を受けて、災害が発生し避難所を開設する場合には感染症対策に万全を期すことが重要になっていることから、令和2年4月に内閣府・消防庁・厚生労働省より地方公共団体に対して発出された、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に係る通知⁸等を踏まえ、災害時に外国人被災者が避難する場合に備え、これまで防災情報として外国人住民に対して周知してきた内容からの変更（密集等を避けた避難方法や避難場所の分散等）については、多言語化した防災マップへの記載等により速やかに広報を行う。

また、多言語対応ができる感染症患者受入可能病院等の把握や遠隔医療通訳等の体制の確保等、避難所で外国人被災者が感染症に罹患した場合に備えた取組を推進する。

⁸ 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年4月1日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）・消防庁防災課長・厚生労働省結核感染症課長通知）及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」（令和2年4月7日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）・消防庁防災課長・厚生労働省結核感染症課長事務連絡）。

④医療・保健サービスの提供

ア. 医療機関における多言語対応

対面通訳、電話・映像通訳、機械翻訳（A I 通訳アプリ）等を組み合わせて、地域の実情に応じて、医療機関で必要な医療通訳の体制を確保する。

また、広域的な医療通訳派遣システム（電話・映像通訳を含む。）を構築し、外国人住民に係る医療通訳のニーズと、広域に存在する医療通訳に係る人的資源の効果的なマッチングを図る。国際交流協会、N P O等による医療通訳派遣が行われている場合は、こうした団体との連携・協働も検討する。

イ. 医療機関における文書等の多言語化

医療機関において、問診票をはじめとする文書等を多言語化し、外国人住民が安心して受診できるようにする。

ウ. 外国語対応可能な病院・薬局に関する情報提供

地域の多言語対応が可能な病院や薬局については、ホームページ等により、外国人住民へ積極的に情報提供を行う。

エ. 健康診断や健康相談における対応

外国人が多数居住する地域の健康診断や健康相談の実施に際して、多言語対応を行う。

⑤子ども・子育て及び福祉サービスの提供

ア. サービスの利用促進

外国人住民が、必要とする子ども・子育てや福祉のサービスを適切に利用できるよう、サービスの内容や利用の際の手續について、多言語による情報提供を行う。

また、住民基本台帳を活用するなどして、子ども・子育てや福祉サービスを必要とする外国人住民やその世帯（複数国籍世帯⁹を含む。）の把握に努める。

イ. サービス提供時の多言語による支援

母子健康手帳等を多言語化して外国人住民に交付や配布を行うとともに、地方公共団体の窓口やサービスを提供する現場において、多言語対応を行う。また、保育における多文化対応にも留意する。

多言語対応については、I C Tを活用した電話・映像通訳、多言語翻訳アプリ等の活用も検討する。

⁹「複数国籍世帯」：外国人と日本人で構成する一の世帯。

⑥住宅確保のための支援

ア. 外国人住民に対する公営住宅の供給

外国人住民について、地域の実情に応じて、可能な限り地域住民と同様の公営住宅の入居申込資格を認める。また、多言語による公営住宅の入居者募集案内等の広報の充実に努める。

イ. 外国人住民に対する居住支援の推進

賃貸住宅の仲介を行う不動産業者に関する情報や、住宅に関する慣習やシステム等に関する情報を、外国人住民へ多言語で提供する。

また、外国人が住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）により「住宅確保要配慮者」とされていることを踏まえて、地域の実情に応じて、居住支援協議会の設立、外国人への居住支援を行っている団体との連携や居住支援法人としての指定等を含めて必要な施策を検討し、外国人住民に対する居住支援を推進する。

加えて、居住支援協議会、居住支援法人、受入れ機関、登録支援機関及び不動産関係団体等と連携を図る。

ウ. 住宅入居後のオリエンテーションの実施

家庭ゴミ等の一般廃棄物の取扱い等、地域における生活ルールを巡って、外国人住民と日本人住民との間に起こるトラブルは、生活習慣の差異に起因する場合が多いことから、地域のルール等を外国人住民に周知するオリエンテーションの仕組みを、自治会、NPO等と連携して構築する。

エ. 自治会・町内会等を中心とする取組の推進

平常時・緊急時を問わず、自治会等が中心となって、NPO等、その他の民間団体との連携を図りつつ、地域ぐるみで外国人住民を受け入れていくことが重要であるため、自治会等への外国人住民の加入を促すとともに、外国人住民と自治会等が連絡を取ることができる仕組みづくりを推進する。

オ. 外国人住民が集住する団地等における相談窓口の設置

外国人住民への入居時の生活情報の提供や、生活相談に対応できる相談窓口を集住団地内に設置する。

⑦感染症流行時における対応

ア. 感染症に関する多言語による情報提供及び相談対応

新型コロナウイルス感染症等、感染症の感染拡大に備えるため、国内に在留する外国人に対して、感染症に関する多言語による情報提供や相談対応を行う体制を整備する。

情報発信については、背景となる制度の概要等、外国人が内容を理解するために必要な情報を的確に伝達するよう留意する。また、できる限り、多言語での情報発信についても、遅滞なく適時適切に行うよう留意する。

イ. 感染症対策における外国人の人権への配慮

感染症流行時における取組の実施に当たっては、患者・感染者や対策に携わった者等、外国人の人権に配慮することの重要性に留意する。

(3) 意識啓発と社会参画支援

①多文化共生の意識啓発・醸成

ア. 地域住民等に対する多文化共生の意識啓発

地域住民が外国人住民と共生していくために、住民や企業、NPO等を対象に、多文化共生の地域づくりについて啓発を行う。

イ. 不当な差別的言動の解消

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律の制定を踏まえ、地域の実情に応じて、相談体制の整備、教育の充実等及び啓発活動等に取り組むよう努める。

ウ. 多文化共生の場づくり

地域において、学校、図書館、公民館等の施設も活用し、NPO等と連携しながら、外国人の人権尊重の啓発や地域に多く居住する外国人住民の言語を学ぶ機会を提供する等、地域住民と外国人住民が相互に交流し、多文化共生に関する理解を深める場づくりを推進する。

エ. 多文化共生をテーマにした交流イベントの開催

外国人住民の母国の文化や日本文化等を紹介する交流イベントを開催し、地域住民が交流する機会を設ける。

②外国人住民の社会参画支援

ア. キーパーソン・ネットワーク・自助組織等の支援

外国人住民が、地域住民として主体的に地域で活動できるよう、地域の外国人コミュニティのキーパーソンとなるような人物や外国人住民のネットワーク、そして外国人住民の自助組織を支援する。

災害時の支援等、外国人住民が支援者となることにより、支援を受ける外国人住民に対して、よりきめ細かなサービスの提供が可能となることを踏まえて、担い手となる外国人住民の育成を図り、その協力を得る。

イ. 外国人住民の意見を地域の施策に反映させる仕組みの導入

審議会や委員会等の会議への外国人住民の参加を促進し、地方公共団体の施策に外国人住民の意見を広く反映させる仕組みを構築する。

ウ. 外国人住民の地域社会への参画促進

地域の実情に応じて適切な自立支援体制を整備するとともに、外国人住民の地域社会（自治会、商店街、PTA等）への参画を促進する。その際、特に外国人である配偶者や子育て世帯等の地域社会とのつながりの形成に配慮する。

エ. 地域社会に貢献する外国人住民の表彰

外国人住民の中には、様々な形で地域社会の構成員として活躍し、地元社会に貢献している人々もいる。そのような活動を評価し、周知することにより、地域社会の理解や外国人住民の活躍を促進するため、表彰を実施する。

(4) 地域活性化の推進やグローバル化への対応

①外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応

ア. 優れた取組を行う事例や外国人住民の人材の発掘・情報収集

外国人住民が、自らの強みや外国人独自の視点を活かして、地域の魅力に係る情報発信、地域産品を活用した起業、地域の観光資源を活用したインバウンド観光の受入れ等の担い手となる事例やスキルやノウハウを有する外国人住民の人材について、発掘や情報収集に努める。

イ. 地域活性化の推進

人口減少・少子高齢化が急速に進展する中、地域の維持・活性化に向けて、外国人住民との連携・協働を推進する。

ウ. グローバル化への対応

急速に進展するグローバル化に対応し、その恩恵を地域にもたらすため、外国人住民の知見やノウハウの活用を図る。

②留学生の地域における就職促進

ア. 留学生の地域における就職促進

増加を続ける留学生においては、卒業後に国内での就職や起業を希望する者も多い。留学生について、高度な専門性や日本語能力を身につけ、日本社会を深く理解する貴重な人材であることを踏まえて、教育機関、企業等と連携し、就職フェアの開催など地域における就職を促進する。

イ. 留学生に対する生活支援等

留学生は、地域のまちづくりに参画する者も増えており、多文化共生の地域づくりのキーパーソンとなる可能性を秘めているので、このような観点も踏まえて、地域の実情に応じて、留学生に対する生活支援や地域住民との交流の場の提供を行う。

4. 多文化共生施策の推進体制の整備

(1) 地方公共団体内部での推進体制の整備

多文化共生の推進に係る指針・計画を策定し、多文化共生施策を計画的かつ総合的に推進するため、地域の実情に応じて、多文化共生施策の推進を所管する担当部署等を庁内に設置するとともに、労政担当部局、各産業分野の人材担当部局、教育担当部局、人権担当部局等の関係部局と横断的に連絡調整を行い、連携を図る。

既に担当部署又は担当者を設置している地方公共団体においては、関係する部署及び機関との間で適切に役割分担がなされるよう留意する。

多文化共生施策の推進を所管する担当部署又は担当者を設置していない地方公共団体においては、地域の実情に応じて、担当部署等を設置し、庁内外で連携がしやすい環境の整備を図ることを検討する。

担当部署等の設置が難しい場合であっても、プロジェクトチーム等により、部局横断的に多文化共生施策の推進体制を整備する。

(2) 地域において多文化共生の推進に寄与する組織等との連携・協働

①市区町村

ア. 市区町村の役割

市区町村は、地域の実情に応じて、多文化共生の推進に関する指針・計画を策定した上で、外国人住民の最も身近な行政機関として、必要な施策を着実に推進する。その際、積極的に、他の地方公共団体における多文化共生の取組に関する先進的な知見やノウハウの活用を図る。

多文化共生の推進に必要な施策の実施に当たり、他の地方公共団体における多文化共生の取組に関する先進的な知見やノウハウを活かすため、多文化共生アドバイザー、多文化共生マネージャー及び地域国際化推進アドバイザー等の活用を検討する。

イ. 各主体の連携・協働

市区町村の多文化共生推進担当部局は、(国際交流協会又は地域国際化協会がある場合はその協力を得て、) NPO等をはじめ、地域の外国人住民に関わる組織等の把握に努めるとともに、協議の場を設置するなど、多文化共生施策を推進するため幅広く外国人住民に関わる組織等との連携・協働を図る。

特に、「技能実習」「特定技能」の在留資格の外国人の受入れ機関等、近年新たに外国人住民に関わるようになった組織等も含めて、幅広く地域における多文化共生施策の推進に必要な連携・協働体制を構築する必要がある。

あることに留意する。

②都道府県

ア. 都道府県の役割

都道府県は、地域の実情に応じて、多文化共生の推進に関する指針・計画を策定した上で、必要な施策を着実に推進する。その際、積極的に、他の地方公共団体における多文化共生の取組に関する先進的な知見やノウハウの活用を図る。

特に、広域の地方公共団体として、市区町村に対して、情報提供をはじめ必要な支援を行い、その取組を促進する。

多文化共生の推進に必要な施策の実施に当たり、他の地方公共団体における多文化共生の取組に関する先進的な知見やノウハウを活かすため、多文化共生アドバイザー、多文化共生マネージャー及び地域国際化推進アドバイザー等の活用を検討する。

I C Tの活用を図る場合は、都道府県内の市区町村との間で共同して導入を図ることも検討する。

イ. 各主体の連携・協働

都道府県の多文化共生推進担当部局は、地域国際化協会の協力を得て、N P O等をはじめ、地域の外国人住民に関わる組織等の把握に努めるとともに、協議の場を設置するなど、多文化共生施策を推進するため幅広く外国人住民に関わる組織等との連携・協働を図る。

特に、「技能実習」「特定技能」の在留資格の外国人の受入れ機関等、近年新たに外国人住民に関わるようになった組織等も含めて、幅広く地域における多文化共生施策の推進に必要な連携・協働体制を構築する必要があることに留意する。

5. 多文化共生の推進に係る指針・計画の策定

今後、全国各地において外国人住民の更なる増加も見込まれる中、地方公共団体においては、地域の実情に応じて、多文化共生の推進に係る指針・計画を策定し、多文化共生施策を計画的かつ総合的に推進に取り組むことが必要である。

その際、ノウハウが不足している地方公共団体においては、先進的事例等を共有する「多文化共生地域会議」への参加、先進的な団体の助言やノウハウを提供する「多文化共生アドバイザー制度」の活用が有効である。また、「多文化共生マネージャー」や「地域国際化推進アドバイザー」を活用する方法もある。

既に多文化共生の推進に係る指針・計画を策定している地方公共団体においては、社会経済情勢の変化に対応するための施策を盛り込むなど必要な見直しや改訂を行うとともに、指針等に基づく施策を着実に推進するよう適切に進捗管理を行うことが必要である。

(参考) 多文化共生の推進に係る指針・計画策定の手引き

多文化共生の推進に係る指針・計画策定の手引きとして、以下のとおり、記載イメージ及びポイントを示す。必要に応じて、「多文化共生の推進に関する研究会報告書」(令和2年8月)、「多文化共生事例集」(平成29年3月)等もあわせて参照されたい。

[記載イメージ]

1. 現状と課題

本市において、外国人住民数は、直近5年間で○人(○%)増加している。また、在留外国人の動向を見ると、直近5年間で、国籍では、A国、B国及びC国からの外国人が増加するとともに、在留資格では、「技能実習」及び「留学生」の外国人が増加している。

また、現在、学齢期の外国人住民は○人に上り、市内の小・中学校○校において、外国人の児童・生徒を受け入れている。

こうした中、外国人住民の支援を行う国際交流協会、NPO等及び外国人住民を雇用する企業からは、「○○」、「○○」、「○○」といった課題が指摘されている。また、外国人住民を対象に実施したアンケート調査によると、「○○」や「○○」を求める声が多い。

[ポイント]

- 地域の実情に応じた多文化共生施策の立案・推進の前提として、統計等の既存データを活用して外国人住民数の推移、国籍、在留資格等を把握し、外国人住民の現状と課題を明らかにする。
- そのほか、必要に応じて、国際交流協会又は地域国際化協会、NPO等をはじめ、地域の外国人住民に関わる組織等と連携して、外国人住民の現状と課題を把握するよう努める。

[記載イメージ]

2. 計画の目的

本計画は、本市において、多文化共生施策を推進し、次の(1)～(7)を図ることを目的とする。

- (1) 外国人住民の受入れ主体としての地域環境の整備
- (2) 外国人住民の人権保障
- (3) 住民の異文化理解力の向上
- (4) 多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築
- (5) 外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献

- (6) 地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保
- (7) 受入れ環境の整備による外国人材受入れの実現

[ポイント]

- 「地域における多文化共生推進プラン」の「2. 地域において多文化共生施策を推進する意義」を参照し、地域の実情に応じて、計画を策定し、多文化共生施策を推進する目的を明らかにする。

[記載イメージ]

3. 基本方針

(1) コミュニケーション支援

外国人住民等の人数や国籍等の状況に応じて、希少言語ややさしい日本語を含めて多言語対応を推進する。その際、スマートフォンのアプリをはじめICTを積極的に活用する。

外国人住民が日常生活及び社会生活を地域住民と共に円滑に営むことができる環境の整備を図るため、外国人住民を雇用する企業や外国人住民の支援を行っているNPO等と連携し、日本語教育を推進する。

(2) 生活支援 (略)

(3) 意識啓発と社会参画支援 (略)

(4) 地域活性化の推進やグローバル化への対応 (略)

[ポイント]

- 「1. 現状と課題」及び「2. 計画の目的」を踏まえて、分野（コミュニケーション支援、生活支援等）ごとに、多文化共生施策の推進に係る基本方針を明らかにする。

[記載イメージ]

4. 具体的な施策

(1) コミュニケーション支援

①行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

ア. 多言語・やさしい日本語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供
行政情報及び生活情報について、多言語（やさしい日本語を含む。以下同じ。）での情報提供を行う。市内の外国人住民の状況を踏まえて、A語、B語及びC語に重点的に対応することとし、必要に応じて拡充を検討する。

窓口においては、外国人住民に対応する機会の多い市民課に通訳を配置するほか、ICTを活用した電話・映像通訳、多言語翻訳アプリ等を活用し、必要な多言語対応の体制を整備する。なお、ICTを活用する際は、情報の受け手である外国人住民の理解を得て、円滑に意思疎通できるよう、

十分配慮する。また、必要に応じて、対応に当たる職員間の経験やノウハウの共有を図るための機会を設ける。

多言語による情報の提供に関しては、公民館をはじめとする公共施設や日本語教室等の効果的な情報伝達ルートを確保するほか、SNSも積極的に活用する。

イ．一元的相談窓口における外国人住民の生活相談

一元的相談窓口において、外国人住民に対して、行政・生活情報を提供するとともに、地域生活で生じる様々な問題に係る相談に対応する。また、必要に応じて、体制の拡充を検討する。

ウ．NPO等や外国人住民との連携による多言語情報の提供

通訳を育成するとともに、外国人住民への支援に取り組むNPO等のほか、外国人住民やそのコミュニティ組織等と連携して、多言語による情報提供を推進する。

②日本語教育の推進（略）

③生活オリエンテーションの実施（略）

(2)生活支援（略）

(3)意識啓発と社会参画支援（略）

(4)地域活性化の推進やグローバル化への対応（略）

[ポイント]

○ 「地域における多文化共生推進プラン」の「3. 地域における多文化共生を推進するための具体的な施策」や「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に掲載された施策をはじめとする国の施策を参照し、地域の実情に応じて、必要な施策を検討の上、記載する。

[記載イメージ]

5. 推進体制

企画部多文化共生推進課が、商工観光部労働政策課、健康福祉部介護福祉課、農林水産部農業振興課及び教育委員会学校教育課をはじめ庁内の関係部局と横断的な連絡調整を行い、多文化共生の推進に係る計画に基づく施策を推進する。また、多文化共生推進本部を設置し、庁内の連携体制の構築を図る。

加えて、多文化共生推進協議会を設置し、関係機関との連携・協力体制の構築を図る。

[ポイント]

○ 多文化共生の推進に係る指針・計画を策定し、多文化共生施策を計画的かつ総合的に推進するため、地域の実情に応じて、多文化共生施策の推進

を所管する担当部署等（難しい場合は、プロジェクトチーム）を庁内に設置するとともに、労政担当部局、各産業分野の人材担当部局、教育担当部局、人権担当部局等の関係部局と横断的に連絡調整を行い、連携を図る。

- 既に担当部署又は担当者を設置している地方公共団体においては、関係する部署及び機関との間で適切に役割分担がなされるよう留意する。

江東区外国人対応一覧 (令和4年6月現在)

資料2

【生活】

※や：やさしい日本語

相談関係				
相談名	内容	日時	担当・場所・連絡先	対応言語
外国人相談	生活や仕事、区や手続きに関する相談など（通訳による対応）	毎週木曜日（祝祭日を除く） 13:00~16:00	担：広報広聴課広聴相談係 場：区役所2階広報広聴課相談室 外：03-3647-2364 内：2275~6、2281	中
行政書士による外国人無料相談会	ビザ、永住、帰化、国際結婚、経営、法改正等	毎月第一月曜日 13:00~16:00 （5月・1月及び第一月曜日が祝祭日の月は開催しない）	担：地域振興課区民交流担当 場：区役所2階エレベーター前 外：03-3647-4963 内：2417~8	英
ふれあい指導	ごみの出し方がわからない方に対して職員が説明	必要に応じて随時	担：清掃事務所作業係 場：現地（江東区内） 外：03-3644-6216 内：7577	対象者に応じる
粗大ごみ受付業務	粗大ごみの受付を多言語で対応	必要に応じて随時	【粗大ごみ申し込み先】 粗大ごみ受付センター 03-5296-7000	英・中・韓・ベトナム・ポルトガル・スペイン・タイ
中国在留邦人生活支援事業	中国残留邦人及び配偶者への生活支援	必要に応じて随時	担：保護第一課事業調整担当 場：保護第一課、保護第二課 中国残留邦人地域交流センター 外：03-3647-9526 内：2748	中
手続き関係				
対応場所	内容	対応方法	担当・連絡先	対応言語
区民課住民記録係（区役所2階3番）	窓口受付を外国語で対応	外国人住民支援員	担：区民課住民記録係（窓口担当） 外：03-3647-3162 内：2537	英・中
豊洲シビックセンター	日本語が話せない外国人来庁者への総合案内	窓口総合案内（窓口対応）	担：豊洲特別出張所管理係 外：03-5534-9299	英
区役所・大島出張所・亀戸出張所・豊洲特別出張所	区内各所とコールセンター間におけるビデオ通話環境を構築	通訳クラウドサービス	担：区民課住民記録係（窓口担当） 外：03-3647-3162 内：2537 担：豊洲特別出張所住民係 外：03-3531-6316	英・中・韓・スペイン・ポルトガル・タイ・タガログ
医療保険課窓口	窓口に外国人が来た場合にタブレット端末を使用した通訳サービスを提供（常時対応できない場合がある）	通訳クラウドサービス	担：医療保険課庶務係 外：03-3647-3166 内：2562	英・中・韓・スペイン・ポルトガル・タイ・タガログ・ベトナム
印刷物等				
名称	内容	場所	担当・連絡先	対応言語
生活・仕事ガイドブック	日本での生活・仕事に関する案内冊子生活ルール等に関すること	区役所2階区民ホール	担：区民課住民記録係 外：03-3647-3162 内：2537	や
江東くらしガイド外国語版	江東区の生活情報・区政情報を掲載	区役所2階こうとう情報ステーション 区民課住民記録係	担：広報広聴課広報係 外：03-3647-2299 内：2272	英・中・韓・や
外国人在留マニュアル	安全安心な生活を送るためのマニュアル ルール、マナー、法律、就労、届出など	区役所2階区民ホール	担：区民課住民記録係 外：03-3647-3162 内：2537	英・中・韓・ベトナム・ネパール・タイ・や
マイナンバー案内チラシ	マイナンバーが新規付番される外国人向けにマイナンバー制度に関する案内チラシ	区役所2階3番（住民記録窓口）	担：区民課住民記録係 外：03-3647-3162 内：2524	英・中・や
外国語指さし会話集	住所異動届等受付時に使用する指さし会話集			英・中・ベトナム・や
東京出入国在留管理局案内チラシ	東京出入国在留管理局の案内チラシ			英・中・や

名称	内容	場所	担当・連絡先	対応言語
再入国制度案内チラシ	再入国制度の案内チラシ	区役所2階3番（住民記録窓口）	担：区民課住民記録係 外：03-3647-3162 内：2524	英・韓・や
外国語版ごみの正しい分け方・出し方	資源、ごみの分け方出し方の詳細を説明したリーフレット	区役所・出張所	担：清掃事務所作業係 外：03-3644-6216 内：7577	英・中・韓
外国語版資源・ごみ収集日一覧	資源、ごみ収集日を掲載したリーフレット			英・中・韓
資源・ごみ分別アプリ	ごみ出し日のお知らせ、ごみの分別を検索、拠点回収場所などを地図で表示		担：清掃リサイクル課清掃リサイクル係 外：03-3647-9181 内：6341	英・中・韓
国民健康保険外国人ハンドブック	国民健康保険の制度を説明した冊子		担：医療保険課庶務係 外：03-3647-3166 内：2562	英・中・韓
介護保険制度利用の手引き（3か国語版）のホームページ掲載	区ホームページに「介護保険利用の手引き」の英語・中国語・韓国語版を掲載し、QRコードを介護保険課より発送する封筒に印刷	区ホームページ QRコード付封筒は今年度順次作成	担：介護保険課庶務係 外：03-3647-9481 内：2661～2	英・中・韓
区立図書館ホームページの多言語対応	区立図書館のホームページを多言語で閲覧可能	区立図書館ホームページ	担：江東図書館 外：03-3640-3151	英・中・韓・ヒンディー
図書館利用案内の外国語表記	図書館の利用案内を3か国語にて翻訳したものを配布（開館時間や休館日、資料の借り方・返し方、図書館内のサービス）	区立図書館全館		英・中・韓
江東区コミュニケーションハンドブック	日常生活や災害時にイラストを指さすことでコミュニケーションをとることができるハンドブック	障害福祉部窓口、出張所等	担：障害者施策課施策推進係 外：03-3647-4749 内：2641～4	英・中・韓
仕事関係				
名称	内容	日時	担当・場所・連絡先	対応国（言語）
こうとう若者・女性しごとセンター	外国人求職者の就労支援	月～土曜日 (12/29～1/3除く)	担：経済課雇用支援担当 場：カメラアプラザ9階 外：03-3647-8581 内：2439	英
介護の日本語教室	区内介護事業所に就労を希望する、または既に就労している外国人に対して、介護現場に即した介護の日本語教室を開催	原則毎週水曜日	担：長寿応援課施設支援係 場：高齢者総合福祉センター 外：03-3647-4331 内：2616	対応できる範囲

【防災】

名称	内容	場所	担当・連絡先	対応言語
こうとう安全安心メール	防災関連情報、防災行政無線登録者に対し、外国語で情報発信	登録者へメール	担：危機管理課危機管理係 外：03-3647-9382 内：6232	英・中・韓
江東区防災マップ	避難所等の情報が掲載された防災マップ（アプリ版有）	防災センター4階 区役所2階情報ステーション 各出張所、各図書館、各文化センター	担：防災課災害対策係 外：03-3647-9587 内：6216～8	英・中・韓
江東区洪水ハザードマップ	荒川の水位上昇による洪水氾濫時の災害避難地図（HPにてダウンロード可）	防災センター6階2番窓口 防災センター4階1番窓口	担：河川公園課工務係 外：03-3647-2538 内：6461	英・中・韓
江東区高潮ハザードマップ	東京湾の海面上昇による高潮氾濫時の災害避難地図（HPにてダウンロード可）	防災センター6階2番窓口 防災センター4階1番窓口		
江東区高潮ブックレット	水害時の避難情報、江東区の治水対策の歴史や氾濫のメカニズム等を掲載した情報学習冊子（HPにてダウンロード可）	防災センター6階2番窓口 防災センター4階1番窓口		
江東区大雨浸水ハザードマップ	短時間強雨による内水氾濫時の災害避難地図（HPにてダウンロード可）	防災センター6階2番窓口 防災センター4階1番窓口		

【健康】

対応場所	内容	対応方法	担当・連絡先	対応言語
保健所保健予防課	感染症対策事業において感染症に り患した区民への対話用	ポケットーク	担：保健予防課感染症対策係 外：03-3467-5879	全82言語
健診実施医療機関	健康診査受診時に受診者が記入する 質問票の翻訳文 各医療機関において日本語がわから ない外国人の受診時に使用	翻訳文	担：健康推進課健康づくり係 外：03-3647-9487	英・中・韓
歯科検診実施 医療機関	歯科検診受診時に用いる受診票（問 診・及び結果票）の翻訳文 日本語がわからない外国人の受診時に 使用	翻訳文		
新型コロナウイルス ワクチン接種推 進室	新型コロナウイルスワクチン接種のシ ステム予約手順の多言語化	多言語翻訳 (区予約システムホームページ)	担：江東区新型コロナワクチン接種 コールセンター 外：0120-115-721	英・中・韓・ ベトナム・ タガログ
	新型コロナウイルスワクチン接種に関 する申請や相談の区民対話用	ポケットーク		全82言語
	新型コロナウイルスワクチン接種に関 する電話相談窓口（コールセンター） の多言語対応	多言語通訳		英・中・韓

【こども】

手続き関係				
対応場所	内容	対応方法	担当・連絡先	対応言語
保健予防課 保健相談所 (4所)	妊娠届の受付、母子手帳の交付、 こどもの予防接種の予診票発行 ゆりかご面接および各相談業務 乳幼児健診の受付・予診・個別指導 1歳・2歳児歯科相談の受付、 歯科医師の診断・個別指導	通訳クラウド ポケットーク	担：保健予防課保健係 外：03-3647-5906	全82言語
こども家庭支援課 給付係（区役所3 階14番）	児童手当・子ども医療費助成・ ひとり親手当等の手続	通訳クラウド	担：こども家庭支援課給付係 外：03-3647-4754 内：2717	英・中・韓・ スペイン・ ポルトガル
保育課入園係 (区役所3階12 番)	認可保育園の入園相談・入園申し込み	通訳クラウド	担：保育課入園係 外：03-3647-4934	英・中・韓・ スペイン・ ポルトガル
大島子ども家庭 支援センター 豊洲子ども家庭 支援センター 有明子ども家庭 支援センター 東陽子ども家庭 支援センター 大島児童館	窓口業務全般に対応	ポケットーク	担：こども家庭支援課こども家庭係 外：03-3647-9230 内：3351～6 担：こども家庭支援課大島児童館 外：03-3682-9494	全82言語
平野児童館	簡単な単語やフレーズの言語カードを 3か国語準備し、必要な時に提示して いる	言語カードの提示	担：こども家庭支援課平野児童館 外：03-3643-1903	英・中・韓
各児童館	窓口での多言語対応 児童館の各世代の初回利用時に記入す る利用申請書を3か国語用意している	コミュニケーションハンドブック 左記のとおり	担：こども家庭支援課こども家庭係 外：03-3647-9230 内：3351～6	英・中・韓

イベント関係				
イベント名	内容	場所	担当・連絡先	対応言語
フレンズクラブ	ひろばの親子が外国の曲に合わせて踊ったりゲームをしたりする 【年5回 季節ごとに開催】	大島子ども家庭支援センター	担：子ども家庭支援課 外：03-3647-9230 内：3351～6	英・中・韓
パパフレンズ	主に父親が参加し自己紹介等で交流を図る 【6月頃開催】			
お花見	桜をみる 【4月頃開催】			
なつまつり	合唱や盆踊りなど 【7月頃開催】			
ハロウィーン	仮想して遊ぶ 【10月末頃開催】			
ひなまつり	お内裏様とお雛様に仮想して写真撮影 【3月頃開催】			

印刷物等				
名称	内容	場所	担当・連絡先	対応言語
児童手当制度のご案内	「児童手当制度のご案内」の英語版を配布	子ども家庭支援課給付係	担：子ども家庭支援課給付係 外：03-3647-4754 内：2717	英
子ども医療費助成制度のてびき	「子ども医療費助成制度のてびき」の英語版を配布			
子育てハンドブック2020	子育て支援情報冊子	区ホームページ	担：子ども家庭支援課 外：03-3647-9230 内：3351～6	英・中
ひろばの利用案内	利用案内が記載されたパンフレット	大島子ども家庭支援センター	担：子ども家庭支援課 外：03-3647-9230 内：3351～6	英・中
妊娠届	妊娠届の英語版	保健予防課 保健相談所（4所）	担：保健予防課保健係 外：03-3647-5906	英
母子健康手帳	母子健康手帳の外国語版を交付			英・中・韓・ベトナム他5言語
予防接種受診票交付申請書（こどもの予防接種）	予防接種受診票交付申請書（こどもの予防接種）の英語版と中国版			英・中
ゆりかご面接相談票	ゆりかご面接相談票の英語版			英
転入案内	転入案内の英語版を送付			
乳幼児健診の案内	乳幼児健診の案内の英語版を送付			
1歳・2歳児歯科相談の案内	1歳・2歳児歯科相談の案内の英語版を送付			

【教育】

名称	内容	場所	担当・連絡先	対応言語
日本語講師派遣	日本語指導が必要な児童・生徒に対して、学校からの申請に応じて、学校へ講師を派遣	児童・生徒の所属校		
日本語指導が必要な児童・生徒への学習・日本語支援事業（協働事業）	学校生活をスムーズに送ることができるよう、学習支援及び日本語指導をNPO法人により教室形式で実施	大島地区集会所（毎週土曜日午前） 教育センター（毎週土曜日午後） ※現在はオンライン開催	担：教育支援課教育支援係 外：03-3647-9307	必要に応じる
外国人就学案内	外国人の就学案内を郵送または配布	-	担：学務課学事係 外：03-3647-9174 内：3331～3	英・中・韓・や
就学援助費支給申請書兼委任状	日本語がわからない方へ対応言語の申請書を印刷して配布	学務課 各学校		英・中・韓・や・ タガログ
区立幼稚園双方向通訳機整備	日本語が苦手な保護者と幼稚園職員が双方向通訳機を介して円滑なコミュニケーションを図る	区立幼稚園18園	担：学務課学校経理係 外：03-3647-9176 内：3334～5	英・中・韓・ ベトナム
日本語クラブ事業	日本語活用能力が極めて困難な者（事業開始時は原則中国引揚生徒が対象）に対して日本語の指導等を行う。	深川第八中学校		中
江東区外国人学校保護者補助金	朝鮮学校、韓国学校及び中華学校に通学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するための補助金（8,000円/月）を支給 申請手続きは学校を通じて年2回行う	-	担：総務課総務係 外：03-3647-4020 内：2211	-

【税金】

手続き関係				
対応場所	内容	対応方法	担当・連絡先	対応言語
課税課税務係 （区役所5階6番）	窓口とコールセンターをビデオ通話でつなぎ、多言語で対応する	通訳クラウド	担：課税課税務係 外：03-3647-8093 内：2311	英・中・韓・ スペイン・ ポルトガル
納税課徴収第一・第二係 （区役所5階7番）	同時翻訳アプリを用いた窓口対応を実施	ポケトーク タブレット	担：納税課徴収第一・第二係 外：03-3647-4153 内：2351	全82言語
通知等				
名称	内容	場所	担当・連絡先	対応言語
東京23区の住民税	住民税の概要について対象言語で書かれたパンフレット （区民への配布無し）	区役所5階6番窓口	担：課税課税務係 外：03-3647-8093 内：2311	英・中・韓
納税通知書が届いた外国人の方へ	収納対策の一環として納税通知書の送付用封筒に2次元コードを刷り込み、ホームページの案内文へ誘導	区ホームページ	担：課税課課税計画係 外：03-3647-8001 内：2315	英・中・韓・ ベトナム・
督促状・催告書が届いた外国人の方へ	住民税と納税の案内について外国語で表記	区ホームページ	担：納税課収納推進係 外：03-3647-2063 内：2346	ネパール・ ヒンディー・ ミャンマー・ モンゴル・ タイ
督促状・催告書の封筒	送付用封筒に2次元コードを印刷し、ホームページの案内文へ誘導	区ホームページ		
個別催告文	対象言語の封筒、本文による警告文を発送	郵送	担：納税課徴収第一・第二係 外：03-3647-4153 内：2351	
督促状・催告書の同封チラシ	督促状・催告書の同封チラシに外国語での説明文を挿入	郵送	担：納税課収納推進係 外：03-3647-2063 内：2346	英・中・韓・ ベトナム・ ネパール
催告書の封筒	送付用封筒に2次元コードを印刷し、ホームページの外国人ハンドブックへ誘導	区ホームページ	担：医療保険課保険料係 外：03-3647-3169	英・中・韓
介護保険料の催告書が届いた外国人の方	催告書の文書を多言語（英・中・韓）に翻訳したチラシを同封	郵送	担：介護保険課資格保険料係 外：03-3467-9493 内：2663～5	英・中・韓

【文化・観光・スポーツ】

名称	内容	場所	担当：連絡先	対応言語
お店の魅力の英語による情報発信	外国人記者の直接取材によりお店の魅力をブログ形式で発信	ことみせWEBサイトEnglishPage	担：経済課商業振興係 外：03-3647-9502 内：2437	英
おもてなし多言語表記促進事業	外国人旅行者等の受け入れ環境整備のため、メニューの多言語化、コミュニケーションツールの導入等を支援	-		英・中・韓・や・フランス
商店街活性化支援事業	商店街の多言語対応事業（多言語ホームページ・マップの作成等）を支援	-		英・中・韓・フランス
江東区外国語版観光マップ	江東区の外国語版マップを2年に1度のペースで更新し、年度末に発行 区施設、区内ホテルや観光施設に配布している	区内ホテル・観光施設等	担：文化観光課観光推進係 外：03-3647-3312 内：3366	英・中・韓
オンラインによる観光PR	台湾・香港・中国大陸および英語圏の個人旅行者が江東区に訪れたいよう、オンライン上で観光PRを行う	Good Luck Trip Online サイト内		英・中
観光協会ホームページ多言語対応	江東区観光協会の公式ホームページ「こうとうおでかけ情報局」の多言語対応	江東区観光協会の公式ホームページ「こうとうおでかけ情報局」	担：文化観光課江東区観光協会 外：03-6458-7400	英・中・韓
夢の島競技場受付（ポケット対応可）	日本語が伝わらない又は話せない等の外国人利用者に対してポケットを使用	夢の島競技場	担：スポーツ振興課スポーツ振興係	全82言語

施設				
施設名	名称	内容	担当・連絡先	対応言語
江東区 文化センター	国際交流事業	日本来訪・在住外国人に向けて日本文化を紹介するイベント お茶の体験や日本のサブカルチャー紹介等を実施 広報媒体として英文チラシと日本語チラシを作成して周知を行っている	担：文化観光課観光推進係 (江東区文化センター) 外：03-3644-8111	英・や
江東区 文化センター	江東にほんごの会 日本語教室のご案内パンフレットの発行	江東にほんごの会が作成している日本語教室案内パンフレットの印刷及び配布 パンフレット掲載内容は江東にほんごの会に属し、区内文化センター等で地域在住の外国人向け日本語教室を実施している指導グループの紹介	担：文化観光課観光推進係 (江東区文化センター) 外：03-3644-8111	英・中・韓・や
森下文化センター	のらくろ館 パンフレット (無料)	田河水泡・のらくろ館を紹介するA4・3つ折りパンフレット 見取り図、略年譜、主な展示作品、交通案内など やさしい日本語はこども用パンフレット	担：文化観光課観光推進係 (森下文化センター) 外：03-5600-8666	英・中・や
	のらくろ館 パンフレット (有料)	田河水泡・のらくろ館を紹介する21ページ冊子 水泡と深川～田河水泡の育った街などを紹介		英
	伊東深水と関根正二紹介コーナー パンフレット	伊東深水と関根正二の略年譜や周辺案内など		英
古石場 文化センター	小津安二郎紹介展示コーナー パンフレット	小津安二郎(映画監督)の業績や略歴、展示コーナーの主な所蔵品、江東区を舞台にした映画作品を紹介	担：文化観光課観光推進係 (古石場文化センター) 外：03-5620-0224	英
豊洲文化センター	外国人のための日本文化体験 (ギャラリー活性化事業) 【5月、9月、11月、1月、3月開催】	外国人への日本文化体験プログラム 日本の庶民文化(折り紙、あやとり、紙相撲、おはじき、けんけんぱ、独楽、書道など)を紹介	担：文化観光課観光推進係 (豊洲文化センター) 外：03-3536-5061	や
亀戸文化センター	亀戸イラストマップ発行(英語解説付)	亀戸地域の神社、梅屋敷などについて英語解説付きの亀戸地域イラストマップを発行し、商店や町会、公共施設などで広く配布している	担：文化観光課観光推進係 (亀戸文化センター) 外：03-5626-2121	英
東大島 文化センター	トイレの使い方案内	1階だれでもトイレ	担：文化観光課観光推進係 (東大島文化センター) 外：03-3681-6331	英・中・韓
砂町文化センター	石田波郷記念館パンフレット	石田波郷記念館パンフレットに日本語と英語で石田波郷が江東区に関わったことなどを掲載	担：文化観光課観光推進係 (砂町文化センター) 外：03-3640-1751	英
芭蕉記念館 (ポケット対応可)	外国語リーフレットの配布	展示概要説明を外国語に訳したリーフレットを配布	担：文化観光課文化財係 (芭蕉記念館) 外：03-3631-1448	英
	外国語展示解説シートの配布	企画展(特別展)の展示目録を外国語に訳した解説シートを配布		英
	館内各所説明表記・掲示	館内表示を日本語と外国語に訳したものを掲示		英
	展示解説音声ガイド	二次元バーコードを読み取り、各ブースの説明を再生		英

施設名	名称	内容	担当・連絡先	対応国(言語)
深川江戸資料館 (ポケットーク対応可)	年中行事解説シート英語訳	季節ごとに行われる江戸の庶民の行事「年中行事再現」の解説シートの英語訳	担：文化観光課文化財係 (深川江戸資料館) 外：03-3630-8625	英
	英語アンケート	外国からのお客様の意見を集めるため、英語表記のアンケートを実施		英
	着物DE江戸の町	資料館通り商店街店舗「ギャラリーひまわり」と連携した着付け体験を実施 主催のギャラリーひまわりが近隣の学校に声をかけ、留学生の受け入れを積極的に行っている		英
	江戸資料館等紹介映像の英語訳	深川江戸資料館の成り立ちや伝統工藝等を紹介する映像の字幕に英語訳をつけている		英
	展示解説ボランティア活動	外国からのお客様へ向けた展示解説を行っている		英・中・ドイツ・フランス
	常設展示室内各所説明表記	展示物に触れない、展示建造物内にあがれないため、各建造物に簡易説明表示板を設置		英
	常設展示室解説リーフレットの配布	展示概要説明を外国語に訳したリーフレットを配布		英・中・ドイツ・フランス・や
	展示室導入部分解説パネル表記	「江東区ゆかりの人物」や庶民のくらし紹介パネルの説明文を表記		英
	館内各所説明表記・掲示	館内表示を日本語と外国語に訳したものを掲示(コロナ関連含む)		英
中川船番所資料館 (ポケットーク対応可)	外国語リーフレットの配布	中川船番所資料館の概要説明を英語に翻訳したリーフレットを配布している	担：文化観光課文化財係 (中川船番所資料館) 外：03-3636-9091	英
	常設展示の英語訳	外国からのお客様へ向けた展示解説を行っている		英
	展示解説音声ガイド	スマートフォンの音声ガイドサービスを導入し、外国からのお客様が解説者なしでも展示を理解できるようにしている		英
環境学習情報館 えこっくる江東	ごみ戦争展示コーナーにおける映像表示	1階常設展示室内	担：温暖化対策課環境学習情報館 外：03-3644-7130 内：7563	英・中・韓
	施設紹介タペストリー	1階常設展示室入口		英
	トイレ案内と使い方表示	1階常設展示室内と個室トイレ内		英・中・韓

その他

名称	内容	場所	担当・連絡先	対応国(言語)
江東区公衆無線LAN	区が展開する公衆無線LANサービスでは英語、中国語、韓国語に対応しており、サービス利用者のデバイスに初期設定された言語が英語、中国語、韓国語であれば初期設定から当該言語で表示可能	本庁舎・8出張所・8文化センター・6スポーツセンター・健康センター・男女共同参画推進センター・青少年プラザ・69小中学校・10図書館・3区立公園・5観光施設・3駅公共サイン	担：情報システム課ICT戦略係 外：03-3647-9367 内：6119	英・中・韓
コミュニティサイクル	コミュニティサイクルの利用案内等に関する情報を多言語にて周知	区内全域	担：交通対策課交通係 外：03-3647-4784 内：6491～3	英・中・韓
自転車放置禁止区域	自転車放置禁止区域の告知看板を多言語にて周知	区内20駅周辺	担：交通対策課自転車対策係 外：3647-4789 内：6494	英・中・韓

江東区多文化共生推進基本指針策定委員会設置要綱

令和 4 年 6 月 1 日

4 江地地第 3 3 9 号

(設置)

第 1 条 国籍、民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、地域社会の構成員として共に暮らすまちづくりを推進することを目的とした江東区多文化共生推進基本指針（以下「基本指針」という。）を策定するため、江東区多文化共生推進基本指針策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 策定委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 基本指針の策定に関すること。
- (2) 基本指針に即した施策に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、基本指針に関し委員長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、地域振興部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、地域振興課長をもって充てる。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する者をもって充てる。
 - (1) 江東区国際友好連絡会（I．F．C．）代表 3 人
 - (2) 江東区町会連合会代表 2 人
 - (3) 企画課長
 - (4) 総務課長
 - (5) 人権推進課長
 - (6) 防災課長
 - (7) 区民課長
 - (8) 福祉課長
 - (9) 障害者施策課長
 - (10) 医療保険課長

- (11) 健康推進課長
 - (12) こども家庭支援課長
 - (13) 保育課長
 - (14) 清掃リサイクル課長
 - (15) 庶務課長
 - (16) 指導室長
 - (17) 教育支援課長
- (運営)

第4条 委員長は、必要に応じて策定委員会を招集し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 策定委員会の庶務は、地域振興部地域振興課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

江東区多文化共生推進基本指針策定委員会 名簿

1	委員長	地域振興部長
2	副委員長	地域振興課長
3	委員	富岡地区連合町会長
4		砂町連合町会長
5		江東区国際友好連絡会 (I. F. C.) 会長
6		江東区国際友好連絡会 (I. F. C.)
7		江東区国際友好連絡会 (I. F. C.)
8		企画課長
9		総務課長
10		人権推進課長
11		防災課長
12		区民課長
13		福祉課長
14		障害者施策課長
15		医療保険課長
16		健康推進課長
17		こども家庭支援課長
18		保育課長
19		清掃リサイクル課長
20		庶務課長
21		指導室長
22		教育支援課長

江東区多文化共生推進基本指針

令和5年3月 印刷物登録番号(4)76号

編集発行 江東区地域振興部地域振興課
東京都江東区東陽4-11-28
電話(3647)9111(大代表)

印刷所 睦美マイクロ株式会社
東京都江東区東陽5-7-12
電話(5690)7275

